

2026（令和8）年度平均保険料率について

1. 平均保険料率

《現状・課題等》

I. 現状（2024（令和6）年度決算）

協会けんぽの2024年度決算は、収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は6,586億円となった。単年度収支差の前年度比は、保険料収入等による収入の増加（前年度比+2,421億円）が保険給付費や後期高齢者支援金等による支出の増加（同+497億円）を上回ったことにより1,923億円増加した。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっている。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要がある。

※ 直近（2025年3月～6月）の加入者1人当たり医療給付費の伸び率は3.3%

II. これまでの協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）財政の経緯

（旧政府管掌健康保険時代）

- ・ 旧政府管掌健康保険では、1981（昭和56）年度以降、保険料収入が伸びたこと等により、財政収支が黒字基調に推移し、1991（平成3）年度末に積立金が1.4兆円となった。
- ・ こうした中、この1.4兆円の積立金を活用した事業運営安定資金（積立金）が創設され、5年を通じて収支均衡を図りながら財政運営する方式（中期財政運営）に移行した（平成4年健保法改正）。
- ・ この中期財政運営では、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、国庫補助率を「当分の間13%」とすることとされた。
- ・ その結果、当時の財政規模で5.1か月分相当あった準備金が、5年後の1997（平成9）年には枯渇する見通しとなり、患者負担2割導入の制度改革等により数年間は枯渇を回避したものの、2002（平成14）年度末には単年度収支差▲6,169億円となり、準備金が枯渇した。
- ・ この財政危機に対して、診療報酬・薬価のマイナス改定や2003（平成15）年度の患者負担3割導入等により対応した。

(協会発足以降)

- ・ 2009（平成21）年度は単年度収支4,893億円の赤字、累積で3179億円の赤字となり、この累積赤字解消のため、協会設立時に8.20%でスタートした平均保険料率は2010（平成22）年度から3年連続で引上げ（2010（平成22）年度：9.34%、2011（平成23）年度：9.50%、2012（平成24）年度：10.00%）、2013（平成25）年度以降は10.00%で据え置きとしている。
- ・ この協会の財政問題に対しては、国においても国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）による財政健全化の特例措置が2010年度から2012年度までの間に講じられ、その後、さらに2年間延長された。
- ・ 協会では、中長期的に安定した財政運営の実現のため、国による国庫補助率の引上げについて暫定措置でない恒久的な措置とするよう求めるとともに、関係方面への働きかけ等を行い、その結果、2015（平成27）年5月に成立した医療保険制度改革法において、法律に基づき期間の定めなく16.4%の国庫補助率が維持されることになった。

Ⅲ. 今後の財政収支見通し

- ・ 協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算を足元とした収支見通し（2025（令和7）年9月試算）においては、賃金及び医療費について、複数の伸び率を設定するなど、計25パターンの前提を置いて機械的に試算した。また、現状より労働参加が進むことを見込んだ場合の被保険者数等を前提とした追加ケースを設定し、機械的に試算した。

Ⅳ. 今後の財政を考える上での留意事項

協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、近年は比較的堅調な収支が続いているものの、協会けんぽ設立以来、大半の年度において医療費の伸びが賃金の伸びを上回ってきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。

(1) 保険給付費の増加が見込まれること

- ① 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加

[保険給付費の今後の見込み] ※ 資料1-2の推計値（2027年度以降の伸び率+2.8%）

2026年度：約76,400億円

2030年度：約83,100億円 2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み：約2.5兆円

2034年度：約91,000億円 2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み：約7.8兆円

- ② 賃上げや物価上昇の影響

「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要がある。

(2) 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み：約0.7兆円

2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み：約1.5兆円

(3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じること

2025年6月の通常国会で可決成立した「年金制度改革法」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とすることが盛り込まれている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その際、協会けんぽに財政負担が生じる。

※ 2024年12月12日開催の第189回社会保障審議会医療保険部会資料によると、短時間労働者等への被用者保険適用拡大による協会けんぽへの財政影響は、年間510億円（完全施行後）の負担増と試算されている。

(4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測することは難しい。

(5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の2025（令和7）年度予算早期集計では、約76%の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が高止まりしたまま推移することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入への効果も中長期的には予想が難しいことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会けんぽに移る事態が予想される。

[参考] 健保連公表資料（2025年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について）から引用

- 協会けんぽの平均保険料率（10%）以上の健康保険組合（令和7年度予算時）
1,368組合のうち335組合（24.49%）

【論点】

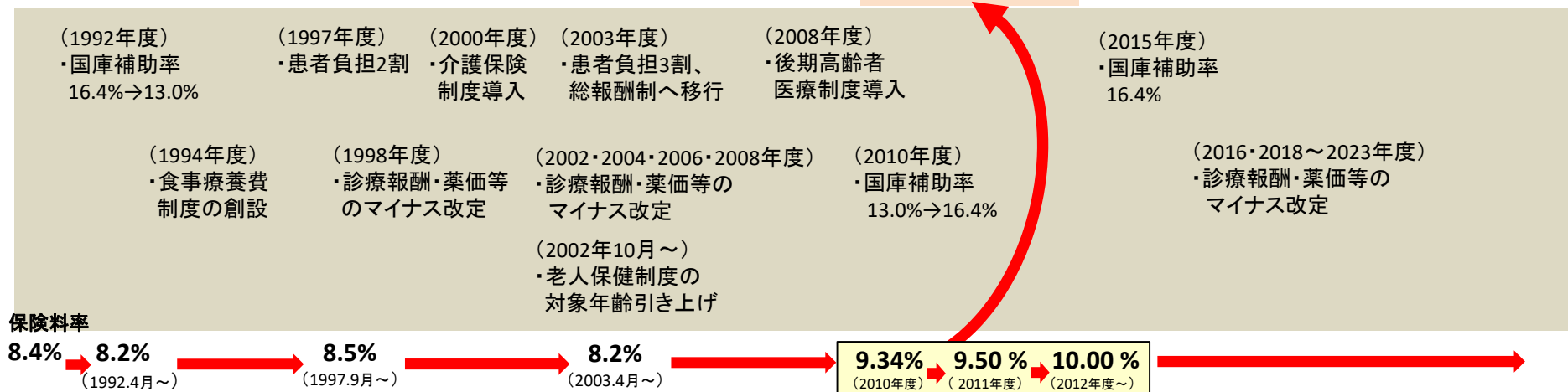
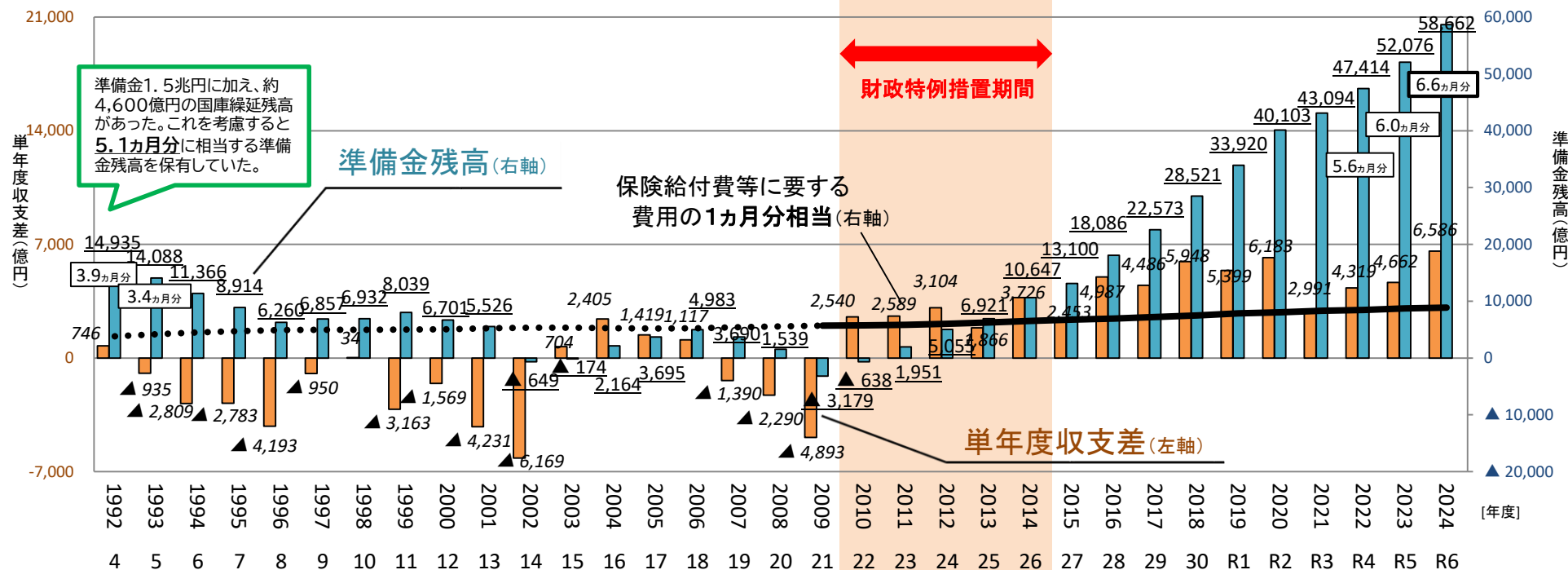
➤ 2026（令和8）年度及びそれ以降の保険料率について、どのように考えるか。

- ・ 協会けんぽの財政は、収入の面においては、近年は賃上げ等の影響により保険料収入が増加しているが、定率で負担する社会保険料の額は賃金水準の上昇に比例して伸びることから、事業主や被保険者にとって、その負担感が増しているとの声がある。一方、支出の面においては、今後も加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれるほか、「骨太の方針2025」において、診療報酬改定に関して、高齢化の影響に加えて物価上昇や賃上げの影響を反映する方針が示されており、2026（令和8）年度の医療費の伸びは例年以上に高いものとなる可能性がある。このような状況の中で、来年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 2024（令和6）年12月23日 運営委員会 北川理事長発言要旨：「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないよう、協会けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとして維持したい。」

- ・ 2026（令和8）年度保険料率の変更時期については、従前どおり、2026（令和8）年4月納付分（3月分）から行うこととしたい。なお、政府予算案の閣議決定が越年するなど特別な事情が生じた場合は別途ご相談する。

【参考データ1】 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



- (注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
- 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
- 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
- 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

協会けんぽ（医療分）の2024(令和6)年度決算を足元とした 収支見通し（2025(令和7)年9月試算）について（概要）

○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算^{注）}を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しする。

注）2025（令和7）年7月4日公表

- 加えて、今後の保険料率について、より中長期的な視点を踏まえてご検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算も併せてお示しする。

1. 2024年度の協会けんぽの決算について
 (2025年7月4日公表 7月24日第136回運営委員会資料1－3より抜粋)

協会けんぽの2024年度の収支【医療分】

(億円)

収 入	保険料収入	106,490
	国庫補助等	11,690
	その他	346
	計	118,525
支 出	保険給付費	72,552
	前期高齢者納付金	12,863
	後期高齢者支援金	23,332
	退職者給付拠出金	0
	その他	3,193
	計	111,939
単年度収支差		6,586
準備金残高		58,662
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 収支見通しの前提

- (1) 2025（令和7）年度及び2026（令和8）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、国における2026年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定^{注1)}した。

注1) 賃金上昇率：2025年度1.7%、2026年度1.6%
加入者一人当たり医療給付費の伸び率：2025年度1.0%、2026年度1.6 %
被保険者数の伸び率：2025年度1.5%、2026年度0.4%

- (2) 2027（令和9）年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
- 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
 - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く（低く）なれば医療費の伸び率も上振れ（下振れ）する可能性が高い」という考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

2. 収支見通しの前提 （続き）

- (3) 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）^{注2)}による被用者保険の適用拡大の影響及び「保健事業の一層の推進」（人間ドックに対する補助の実施等）にかかる費用を試算に織り込んだ。

注2) 主な改正の概要

- ・短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を2027（令和9）年10月1日から2035（令和17）年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。
※既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2027年度以降の賃金上昇率については、協会における実績に基づき以下の3通りをおく。

具体的には、協会における直近10年の標準報酬月額伸び率平均をケースⅢ（昨年度のケースⅡに相当）とし、直近10年実績平均の2倍をケースⅠ（昨年度と同様）、ケースⅠとケースⅢの概ね中間をケースⅡとして設定する。

表1. 賃金上昇率の前提（2027年度以降）

ケース	賃金上昇率
ケースⅠ	1.8% ⁴⁾
ケースⅡ	1.4% ⁵⁾
ケースⅢ	0.9% ³⁾

注3) 平均標準報酬月額の増減率の2015（平成27）年度～2024（令和6）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

注4) ケースⅢ（直近10年実績平均0.9%）の2倍となるように1.8%と設定。

注5) ケースⅠとケースⅢの概ね中間をケースⅡとして1.4%を設定。

(参考) 平均標準報酬月額推移

年度	平均標準報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの
2015	280,521円	0.9%	0.9%
2016	283,550円	1.1%	0.6% ⁶⁾
2017	285,315円	0.6%	0.6%
2018	288,770円	1.2%	1.2%
2019	290,748円	0.7%	0.7%
2020	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021	292,677円	0.8%	0.8%
2022	298,627円	2.0%	1.6% ⁷⁾
2023	304,484円	2.0%	1.5% ⁷⁾
2024	309,426円	1.6%	1.6%

直近10年平均
0.9%
(上限改定・適用拡大の影響除く)

直近4年平均
1.4%
(適用拡大の影響除く)

注6) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注7) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合のもの。

(参考) 賃金等の伸び率の状況 (各種調査による違い)

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の前年同月比伸び率や毎月勤労統計調査は、退職・採用の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争（連合）」や「中小企業の賃金改定に関する調査（日本商工会議所・東京商工会議所）」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には多くの小規模事業所が含まれること等から、単純には比較できない。

	春季賃上げ状況		協会けんぽ 平均標準報酬月額		厚生労働省 毎月勤労統計調査
	連合※1 ※2	日本商工会議所・ 東京商工会議所※3	コホート※4 2024年9月	全被保険者※4 2024年9月	4月分（確報）
調査結果 (2024年)	(99人以下) 3.98%	(正社員20人以下) 3.34%	3.2%	1.8% 〔※2024年度平均 1.6%〕	(常用雇用労働者5～29人) 1.7%
	(299人以下) 4.45%	(正社員全体) 3.62%			(常用雇用労働者5人以上) 2.1%
	(300人以上) 5.19%				
	(全体) 5.10%				
調査結果 (2025年)	(99人以下) 4.36%	(正社員20人以下) 3.54%	—	—	(常用雇用労働者5～29人) 1.8%
	(299人以下) 4.65%	(正社員全体) 4.03%			(常用雇用労働者5人以上) 2.6%
	(300人以上) 5.33%				
	(全体) 5.25%				
調査対象等	組合員を対象。同一労働者の前年と当年の賃金比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。平均賃金方式。	中小企業において前年4月と当年4月の両期間に在籍、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員の賃金の比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。	「各年度9月について前年同月に共通して加入している被保険者」を集計対象としたときの対前年同月比伸び率	新規加入者・喪失者を含めた被保険者全体の対前年同月比伸び率	一般労働者における決まって支給する給与（基本給、時間外給与等）の対前年同月比伸び率。月々の労働者の賃金の平均であり、労働者の入職、離職から影響を受ける。
	← 同一労働者の比較		構成変化（入職、離職等）の影響を含む比較 →		

※1 連合「2024春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2024年7月3日）
※2 連合「2025春季生活闘争 第7回（最終）回答集計」（2025年7月3日）
※3 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」（2024年6月5日、2025年6月4日）
※4 4月から6月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提（続き）

医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、診療報酬の改定年度もその谷間の年度も同回数含む、2019～2024年度までの直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）は後期高齢者支援金の試算において使用する。

表2. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2027年度以降）

75歳未満	75歳以上
2.8%	0.6%

(参考) 2019～2024年度の1人当たり医療費の伸び率（協会けんぽ、後期高齢者）

年度	協会けんぽ		後期高齢者	
2019	2.5%	2018年度に対する 2024年度の伸び (1年あたり平均) 2.8%	1.4%	2018年度に対する 2024年度の伸び (1年あたり平均) 0.6%⁹⁾
2020	▲2.8%		▲3.4%	
2021	7.9%		2.1%	
2022	5.1%		1.7%	
2023	3.0%		0.9%	
2024	1.3%		0.9% ⁸⁾	

注8) 第136回全国健康保険協会運営委員会（令和7年7月24日開催）資料2においては、2024年度の後期高齢者の医療費の伸び率の実績がまだ公表されていなかったため、協会において推計した伸び率（0.7%）としていたが、実績値に置き換えている。

注9) 2024年度の実績を反映させたことに伴い、第136回全国健康保険協会運営委員会 資料2において示した伸び率（0.5%）から見直しを行った。

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

② 幅を持った試算の前提

さらに幅を持った機械的試算の前提として、賃金上昇率、医療給付費について、それぞれ複数の伸び率を設定する。

(ア) 賃金上昇率の幅を勘案した試算の前提

直近4年の高い賃金上昇率を踏まえて、直近10年実績平均の2倍としたケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の実績平均（0.9%）と直近4年の実績平均（1.4%）の差の+0.5%を「構造変化相当分」としてケースⅠの伸び率に加えた「2.3%」を「ケースA」として設定する（考え方は昨年度と同様）。

また、あわせて標準報酬月額が全く伸びない「ケースB」を設定する（昨年度のケースⅢに相当）。

表3. 賃金上昇率の前提②（2027年度以降）

ケース	賃金上昇率
ケースA	2.3%
ケースⅠ	1.8%
ケースⅡ	1.4%
ケースⅢ	0.9%
ケースB	0.0%

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

② 幅を持った試算の前提（続き）

(イ) 医療給付費の幅を勘案した試算の前提

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」ことを踏まえた機械的な前提として、賃金上昇率の5つのパターン（ケースⅠ～Ⅲ、ケースA、ケースB）と実績を踏まえた1人当たり医療給付費の伸び率（2.8%）との差が同程度となるよう、1人当たり医療給付費の伸び率を幅を持って設定する（考え方は昨年度と同様）。

※ 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025（2025年6月13日閣議決定）においては、以下のような記述がある。

（p 38-39 「2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針（1）全世代型社会保障の構築」より抜粋）

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

③ その他

現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する（考え方は昨年度と同様）。

図1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

			75歳未満一人当たり医療給付費の伸び（％）										
			0.5％	1.0％	1.4％	1.9％	2.3％～ 2.4％	2.8％	3.2％～ 3.3％	3.7％	4.2％	4.6％	5.1％
ケース													
賃金 上 昇 率 （ ％ ）	A	2.3						A(a) 医 2.8 賃 2.3 差 0.5	A(b) 医 3.3 賃 2.3 差 1.0	A(c) 医 3.7 賃 2.3 差 1.4	A(d) 医 4.2 賃 2.3 差 1.9		A(e) 医 5.1 賃 2.3 差 2.8
	I	1.8						I a 医 2.3 賃 1.8 差 0.5	I b 医 2.8 賃 1.8 差 1.0	I c 医 3.2 賃 1.8 差 1.4	I d 医 3.7 賃 1.8 差 1.9		I e 医 4.6 賃 1.8 差 2.8
	II	1.4						II a 医 1.9 賃 1.4 差 0.5	II b 医 2.4 賃 1.4 差 1.0	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	II d 医 3.3 賃 1.4 差 1.9		II e 医 4.2 賃 1.4 差 2.8
	III	0.9						III a 医 1.4 賃 0.9 差 0.5	III b 医 1.9 賃 0.9 差 1.0	III c 医 2.3 賃 0.9 差 1.4	III d 医 2.8 賃 0.9 差 1.9		III e 医 3.7 賃 0.9 差 2.8
	B	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 差 0.5	B(b) 医 1 賃 0.0 差 1.0	B(c) 医 1.4 賃 0.0 差 1.4	B(d) 医 1.9 賃 0.0 差 1.9		B(e) 医 2.8 賃 0.0 差 2.8					

※ 全試算パターンとも75歳以上の一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%とする。

医：75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

賃：賃金上昇率(%)

差：「医」と「賃」の差

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(2) 被保険者数等の伸び率

2027年度以降の被保険者数等については、将来推計人口^{注10)}の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

注10) 2023年4月26日 国立社会保障・人口問題研究所

(参考) 合計特殊出生率

	実績	
	2023年	2024年
合計特殊出生率	1.20	1.15

将来推計人口の仮定値（2024年） ^{注11)}		
出生高位	出生中位	出生低位
1.43	1.27	1.12

注11) 将来推計人口の仮定値表における2024年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

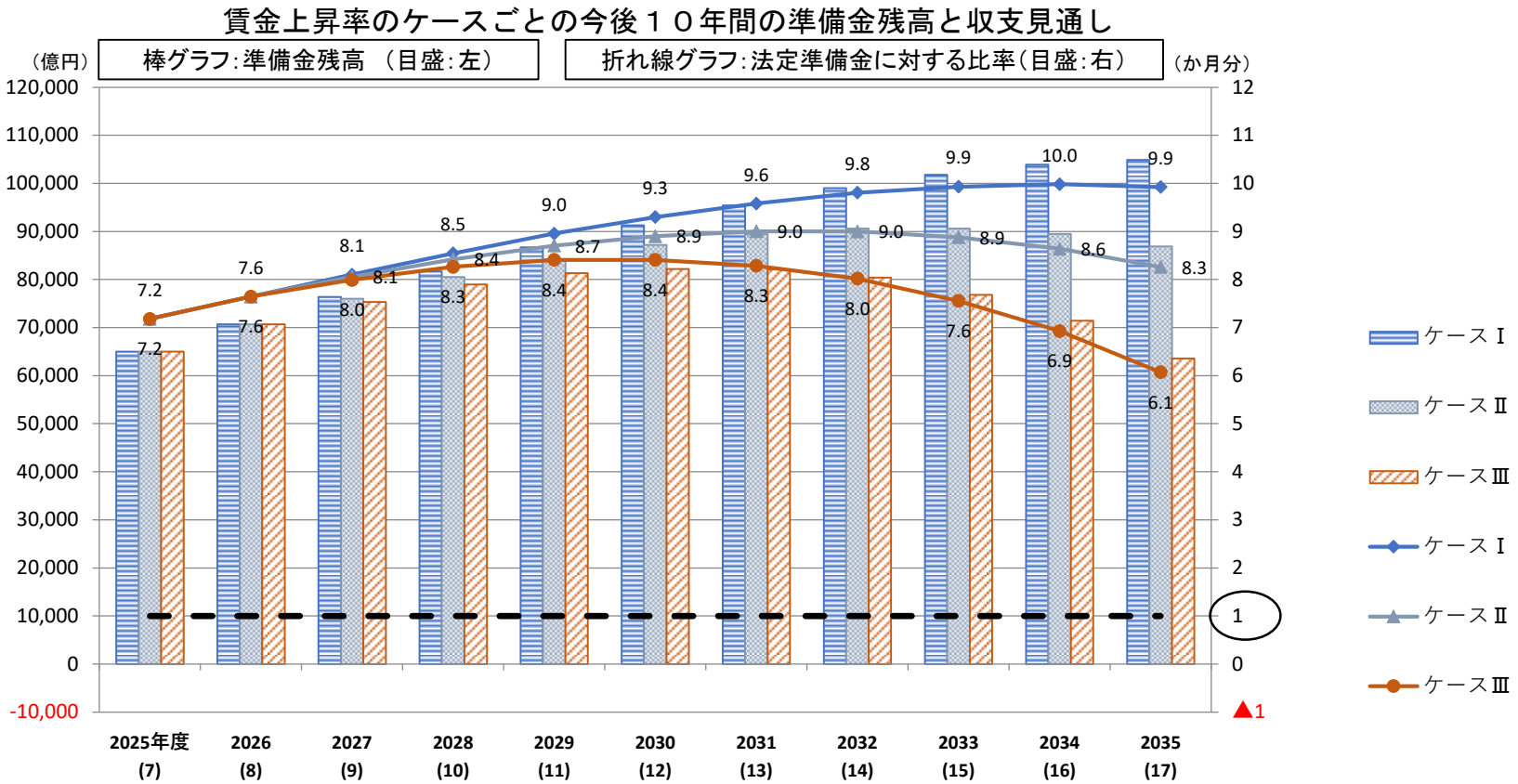
3. 2027年度以降の伸び率の前提

(参考) 被保険者数及び総報酬額の試算結果

各ケースに共通する被保険者数及び総報酬額の試算結果は以下の通り。

		2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)
被保険者数(千人)		26,200	26,400	26,300	26,200	26,200	26,100
総報酬額 (億円)	賃金上昇率2.3%	1,103,700	1,127,800	1,147,700	1,167,800	1,189,100	1,210,300
	賃金上昇率1.8%	1,103,700	1,127,800	1,142,000	1,156,400	1,171,700	1,186,800
	賃金上昇率1.4%	1,103,700	1,127,800	1,137,400	1,147,300	1,157,800	1,168,100
	賃金上昇率0.9%	1,103,700	1,127,700	1,131,800	1,135,800	1,140,700	1,145,200
	賃金上昇率0.0%	1,103,700	1,127,700	1,121,600	1,115,600	1,110,300	1,104,600

5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算



(単位: 億円)

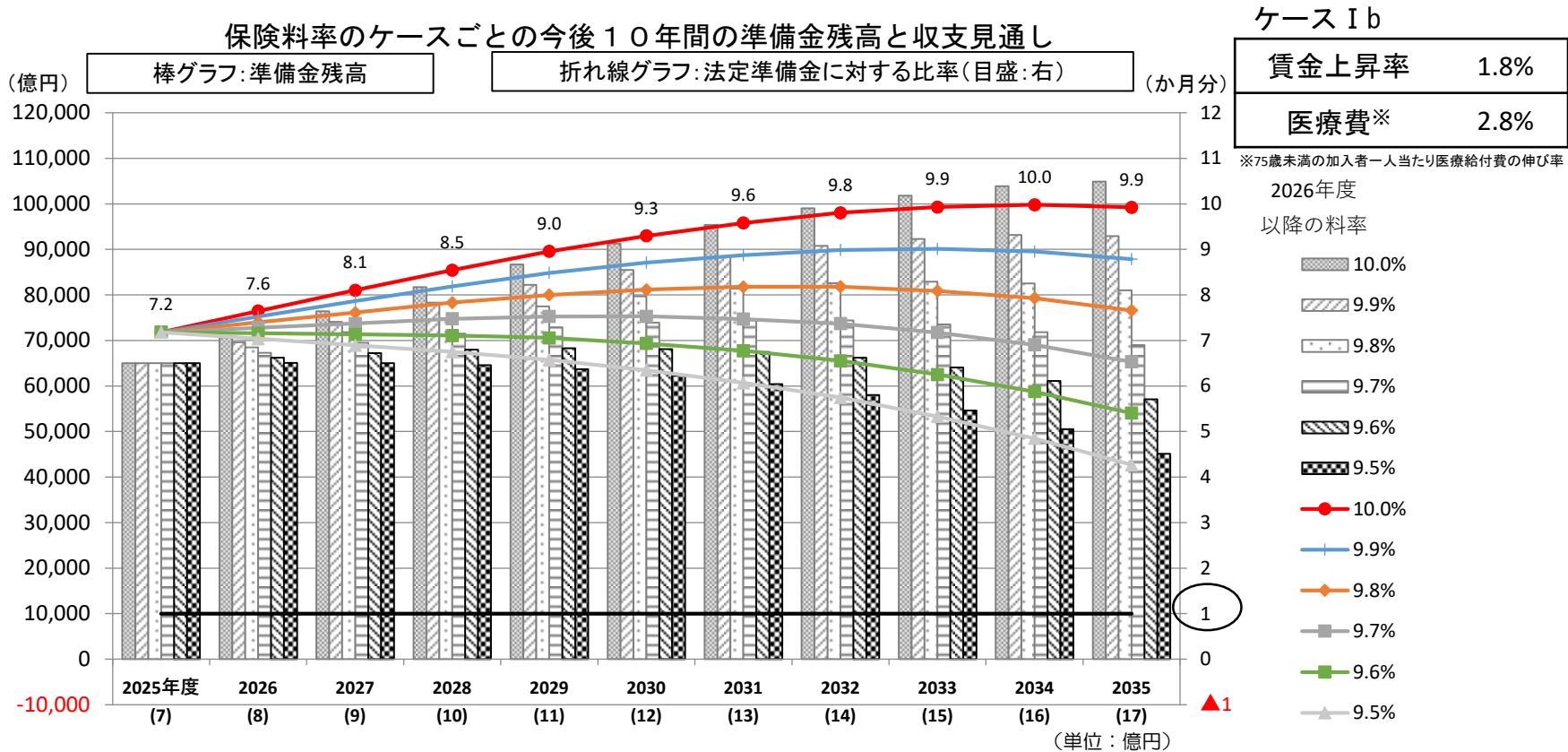
単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースⅠ	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
ケースⅡ	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
ケースⅢ	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700

ケースⅠ: 賃金上昇率	1.8%
ケースⅡ: 賃金上昇率	1.4%
ケースⅢ: 賃金上昇率	0.9%
医療費※	2.8%

※75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

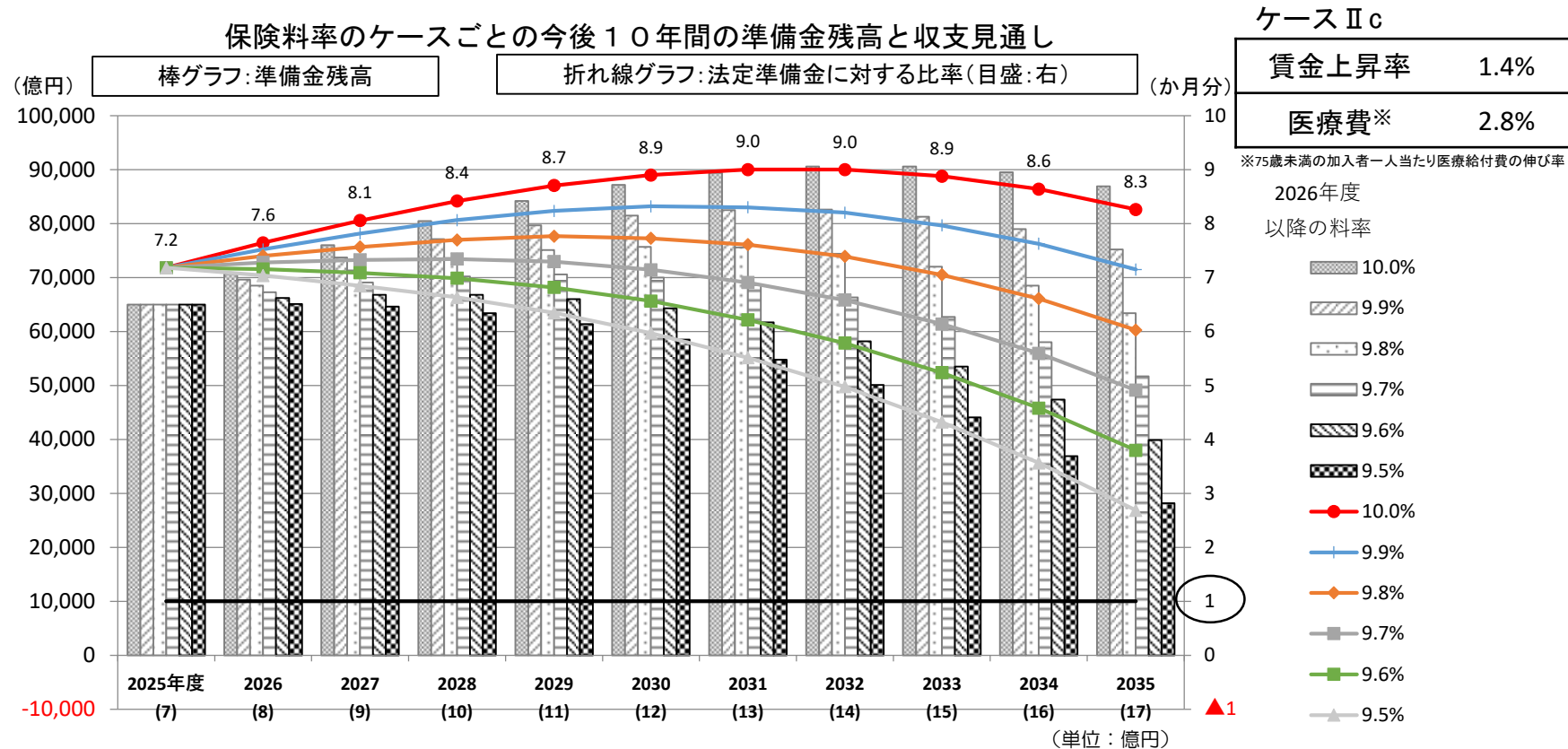
5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
9.9%	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400	3,000	2,400	1,600	800	▲ 200
9.8%	3,400	3,400	3,200	2,700	2,200	1,800	1,200	400	▲ 500	▲1,500
9.7%	2,300	2,300	2,000	1,400	1,000	700	0	▲ 800	▲1,700	▲2,800
9.6%	1,200	1,000	900	200	▲ 200	▲ 600	▲1,300	▲2,100	▲2,900	▲4,000
9.5%	100	▲ 100	▲ 300	▲ 900	▲1,300	▲1,800	▲2,500	▲3,300	▲4,200	▲5,300

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

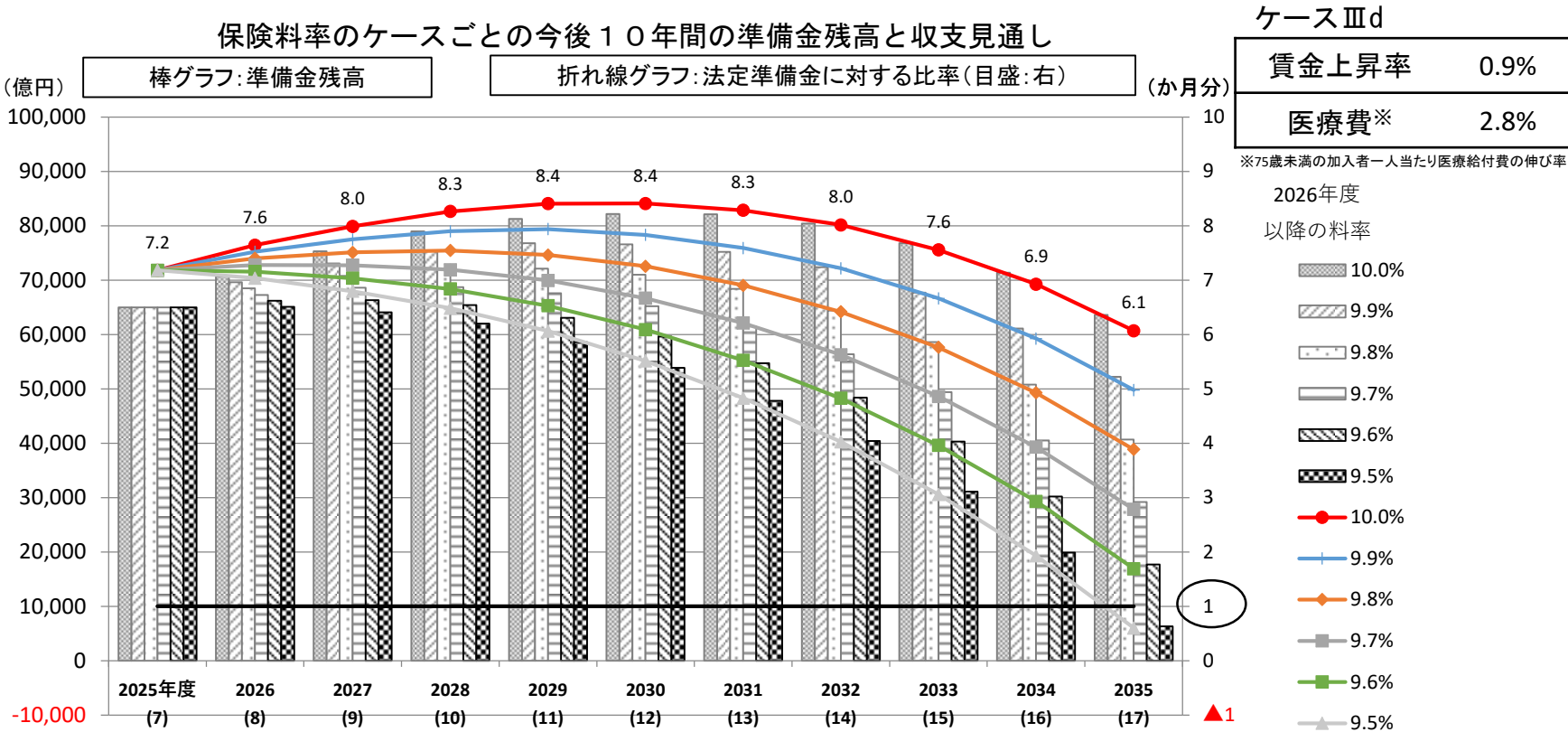
5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
9.9%	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800	1,000	0	▲1,100	▲2,400	▲3,800
9.8%	3,400	3,000	2,400	1,400	700	▲100	▲1,200	▲2,300	▲3,500	▲5,100
9.7%	2,300	1,700	1,200	300	▲600	▲1,300	▲2,300	▲3,500	▲4,700	▲6,300
9.6%	1,200	600	100	▲900	▲1,700	▲2,500	▲3,500	▲4,700	▲6,000	▲7,500
9.5%	100	▲500	▲1,000	▲2,000	▲2,900	▲3,600	▲4,700	▲5,900	▲7,200	▲8,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

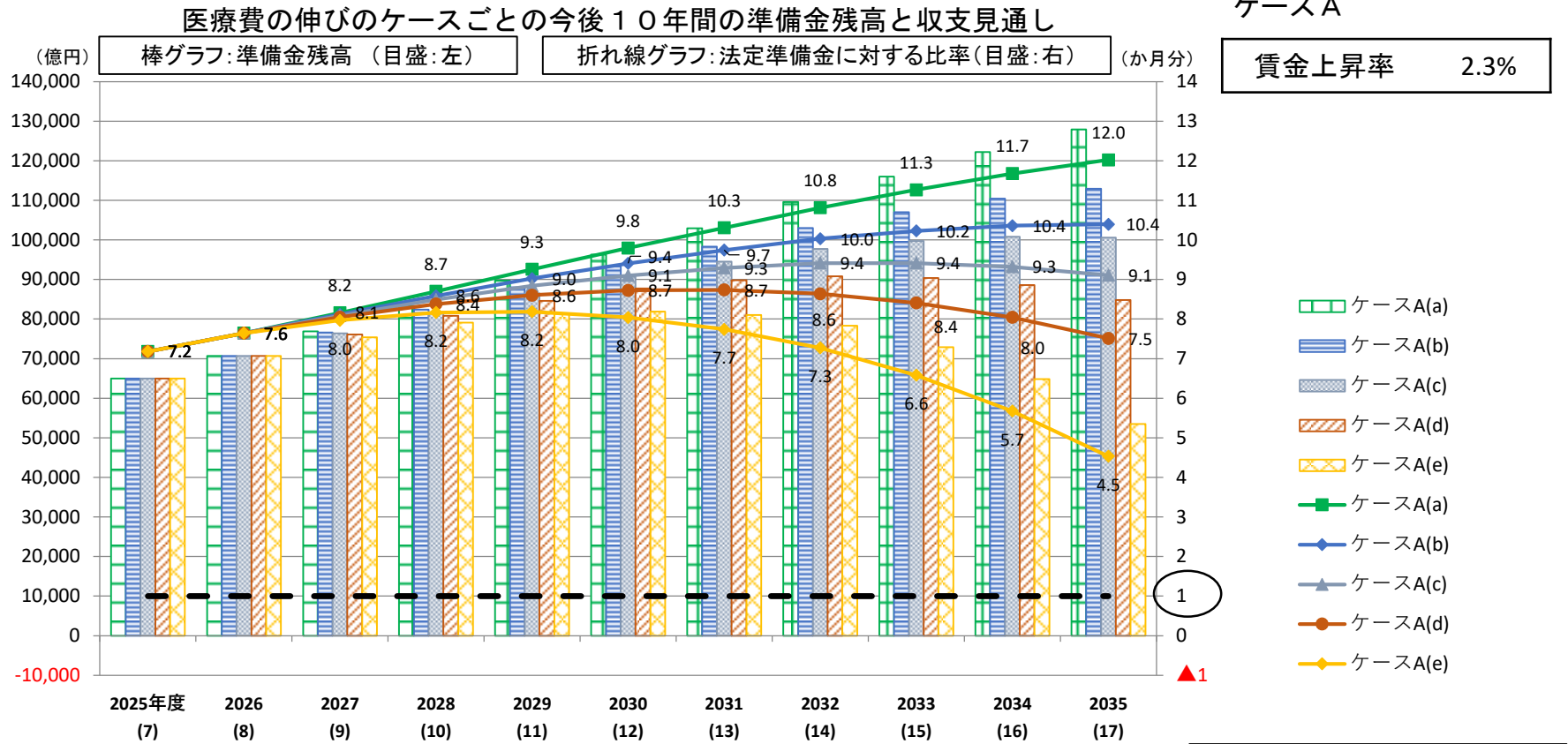


(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲ 200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700
9.9%	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	▲1,300	▲2,800	▲4,500	▲6,600	▲9,000
9.8%	3,400	2,400	1,400	0	▲1,300	▲2,500	▲3,900	▲5,800	▲7,700	▲10,100
9.7%	2,300	1,200	300	▲1,100	▲2,400	▲3,600	▲5,100	▲6,900	▲8,900	▲11,200
9.6%	1,200	100	▲ 900	▲2,200	▲3,600	▲4,700	▲6,300	▲8,100	▲10,100	▲12,400
9.5%	100	▲1,000	▲2,000	▲3,400	▲4,700	▲5,900	▲7,500	▲9,200	▲11,300	▲13,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



(単位: 億円)

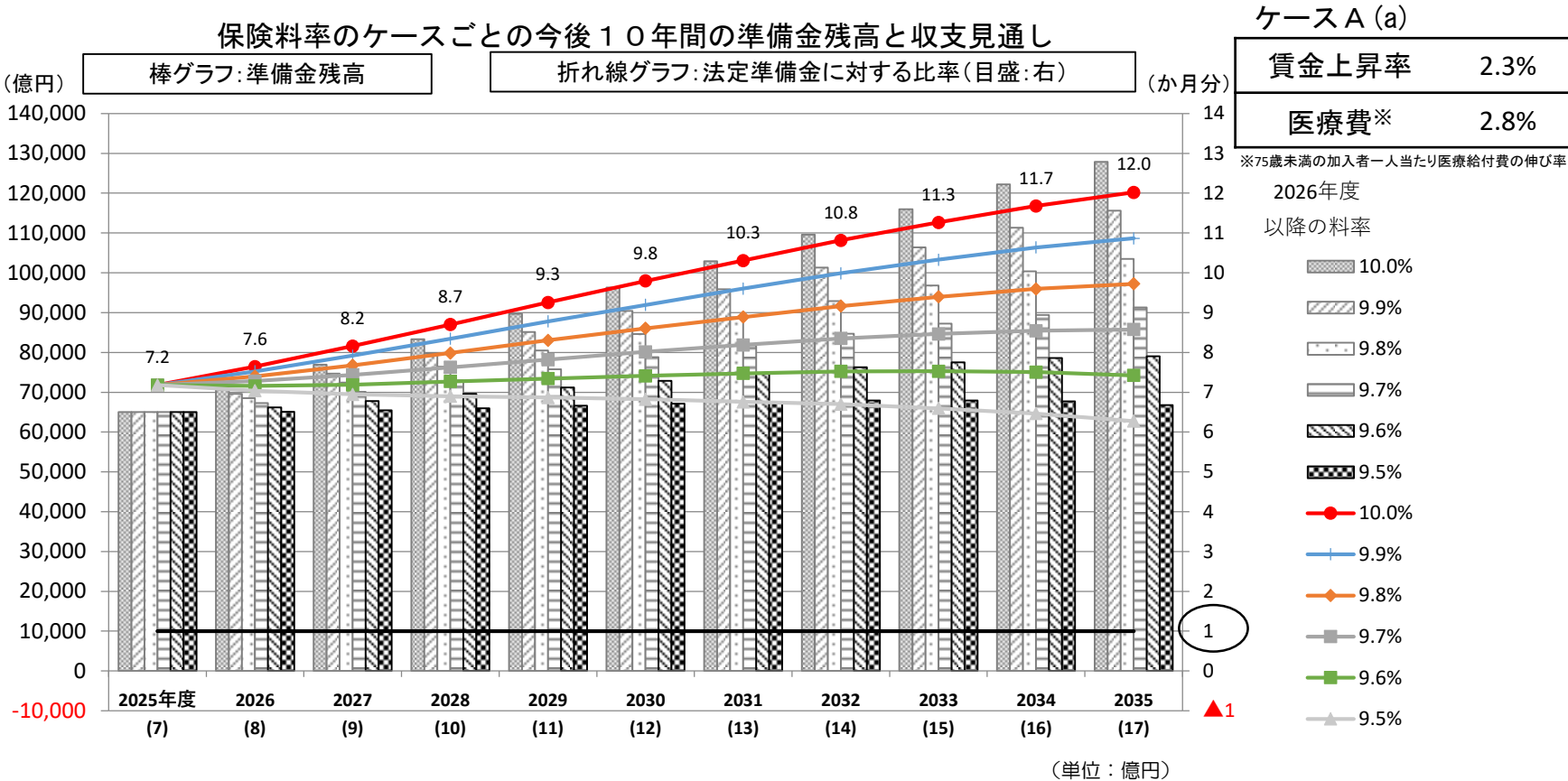
単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
ケースA(a)	5,700	6,200	6,500	6,500	6,500	6,700	6,700	6,500	6,200	5,700
ケースA(b)	5,700	5,900	5,900	5,600	5,300	5,100	4,700	4,100	3,400	2,500
ケースA(c)	5,700	5,700	5,400	4,900	4,300	3,900	3,100	2,200	1,100	▲ 100
ケースA(d)	5,700	5,400	4,800	3,800	3,100	2,200	1,000	▲ 300	▲ 1,800	▲ 3,800
ケースA(e)	5,700	4,700	3,700	2,200	700	▲ 900	▲ 2,800	▲ 5,300	▲ 8,100	▲ 11,300

75歳未満一人当たり医療費の伸び

ケースA(a) : 2.8%
ケースA(b) : 3.3%
ケースA(c) : 3.7%
ケースA(d) : 4.2%
ケースA(e) : 5.1%

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

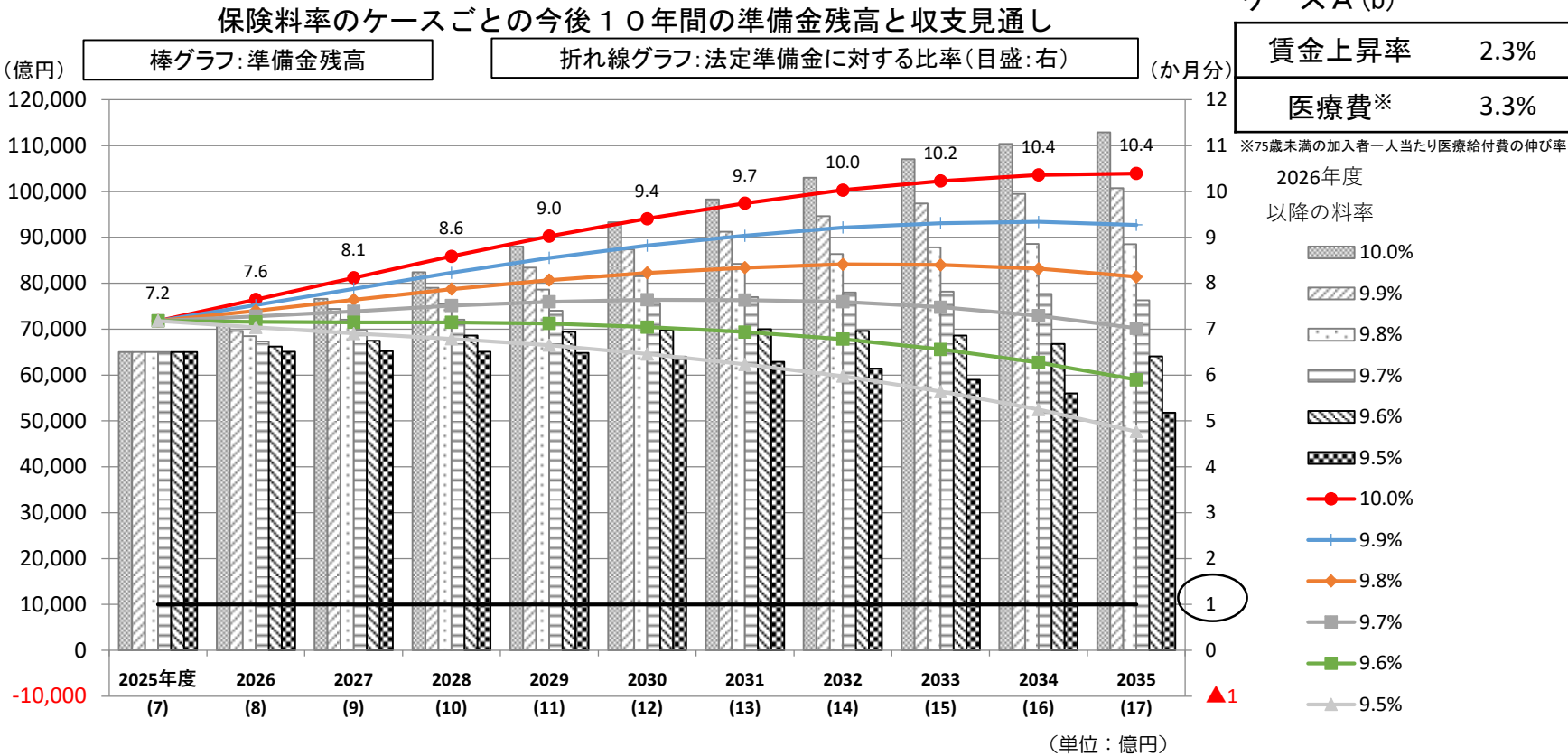
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	6,200	6,500	6,500	6,500	6,700	6,700	6,500	6,200	5,700
9.9%	4,600	5,100	5,300	5,300	5,300	5,500	5,500	5,200	4,900	4,400
9.8%	3,400	3,900	4,100	4,100	4,100	4,300	4,100	4,000	3,600	3,100
9.7%	2,300	2,800	3,000	2,900	2,900	3,000	2,900	2,600	2,300	1,700
9.6%	1,200	1,600	1,800	1,800	1,700	1,800	1,700	1,300	1,000	400
9.5%	100	500	600	600	500	600	400	100	▲ 300	▲ 900

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

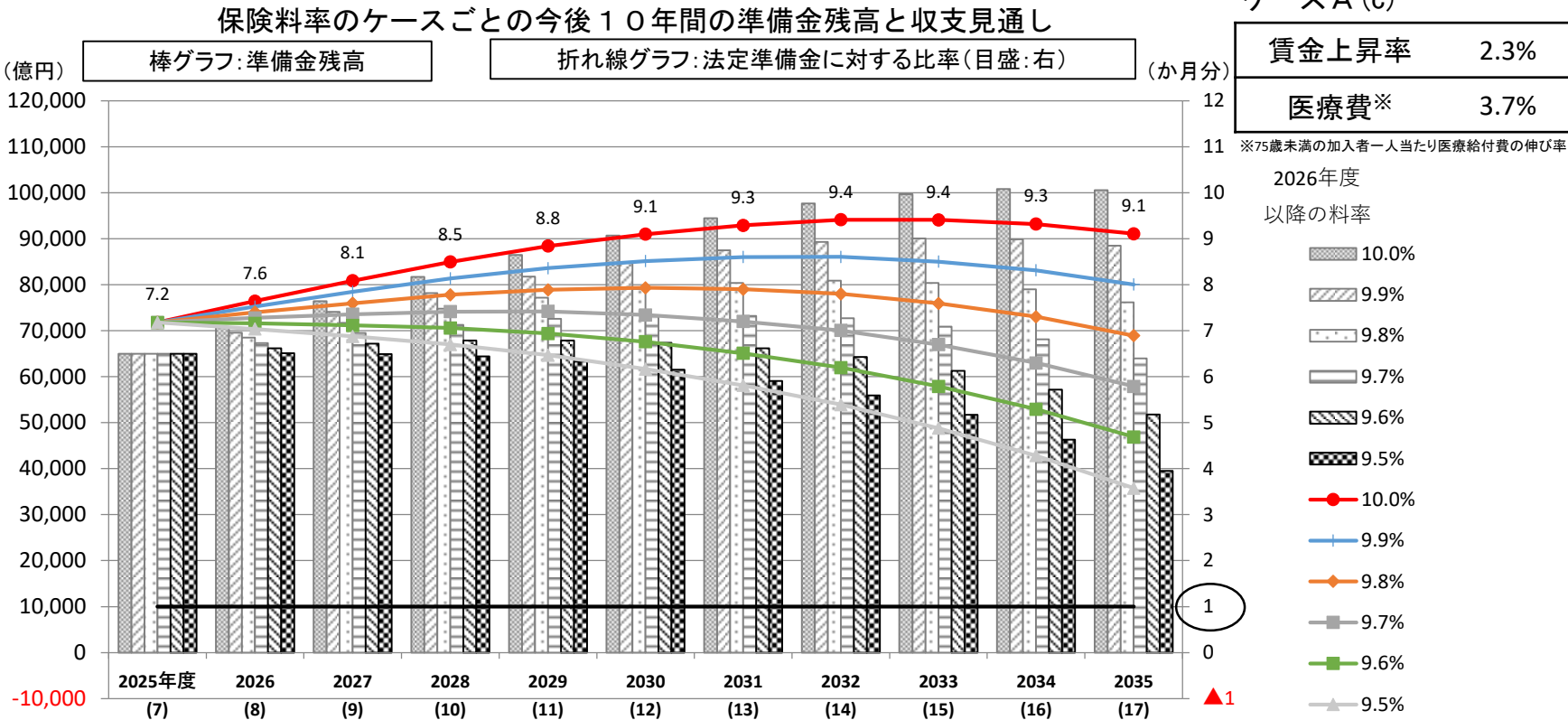
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	5,900	5,900	5,600	5,300	5,100	4,700	4,100	3,400	2,500
9.9%	4,600	4,800	4,700	4,400	4,100	3,900	3,500	2,800	2,200	1,200
9.8%	3,400	3,600	3,500	3,200	2,900	2,700	2,200	1,600	900	▲ 200
9.7%	2,300	2,500	2,400	1,900	1,700	1,500	1,000	300	▲ 500	▲ 1,500
9.6%	1,200	1,200	1,200	800	500	200	▲ 400	▲ 1,000	▲ 1,800	▲ 2,800
9.5%	100	100	100	▲ 400	▲ 700	▲ 1,000	▲ 1,600	▲ 2,300	▲ 3,000	▲ 4,000

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

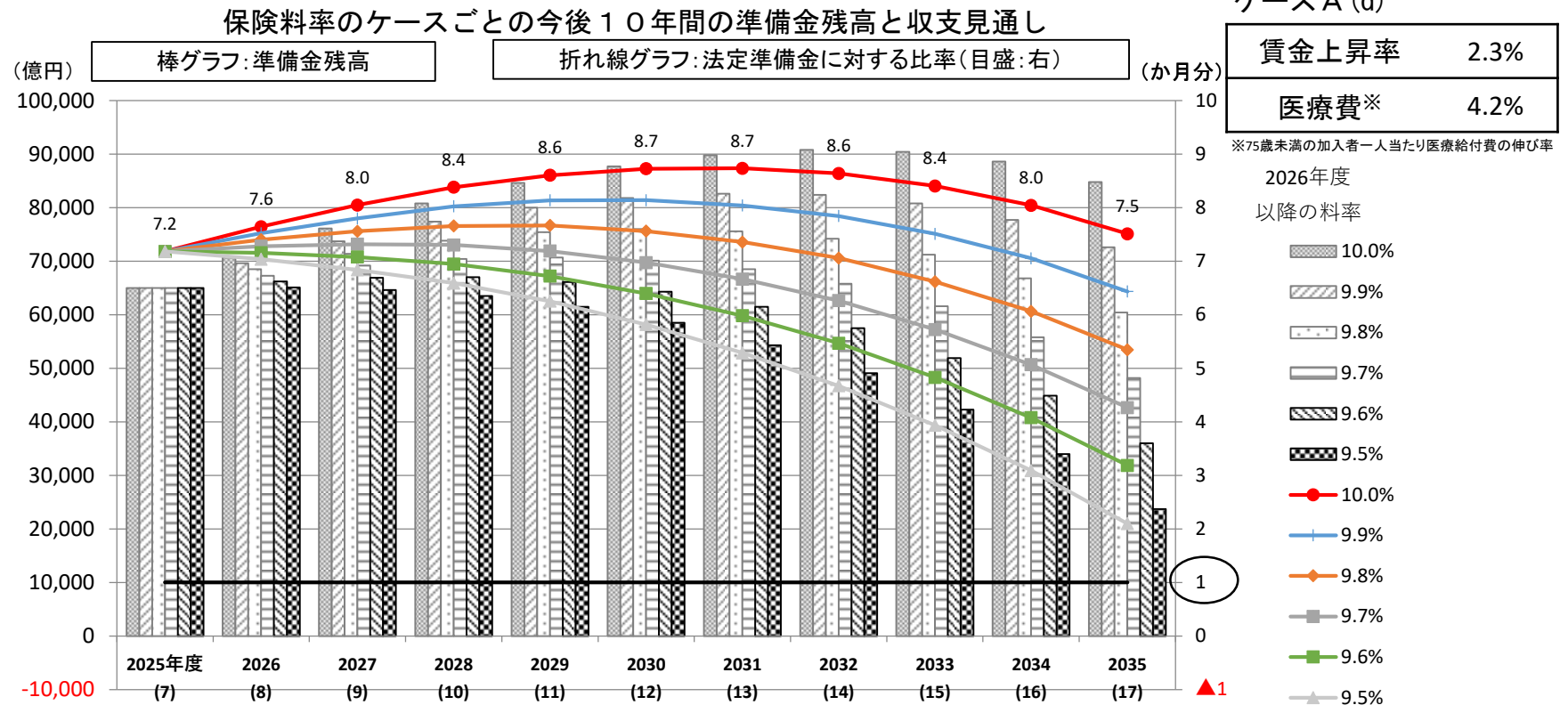


(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,700	5,400	4,900	4,300	3,900	3,100	2,200	1,100	▲ 100
9.9%	4,600	4,500	4,200	3,700	3,100	2,600	1,800	900	▲ 200	▲1,500
9.8%	3,400	3,400	3,100	2,400	1,900	1,300	600	▲ 400	▲1,400	▲2,800
9.7%	2,300	2,100	1,900	1,200	700	100	▲ 700	▲1,700	▲2,700	▲4,100
9.6%	1,200	1,000	800	0	▲ 600	▲1,100	▲1,900	▲2,900	▲4,100	▲5,400
9.5%	100	▲ 100	▲ 400	▲1,100	▲1,800	▲2,300	▲3,100	▲4,200	▲5,300	▲6,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



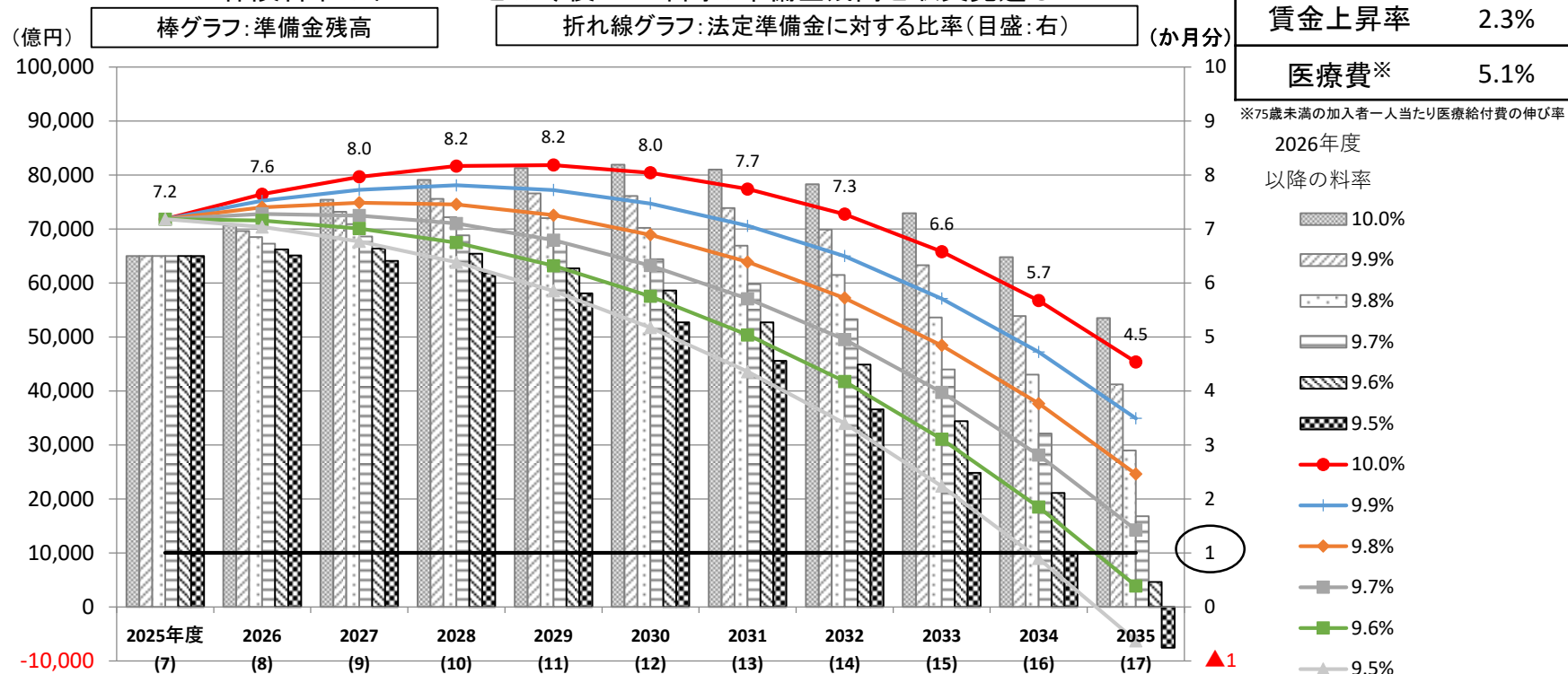
(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	5,400	4,800	3,800	3,100	2,200	1,000	▲ 300	▲1,800	▲3,800
9.9%	4,600	4,200	3,600	2,700	1,800	1,000	▲ 200	▲1,500	▲3,100	▲5,100
9.8%	3,400	3,000	2,500	1,500	600	▲ 300	▲1,400	▲2,900	▲4,400	▲6,400
9.7%	2,300	1,800	1,300	300	▲ 600	▲1,500	▲2,700	▲4,200	▲5,600	▲7,700
9.6%	1,200	700	200	▲ 900	▲1,800	▲2,700	▲4,000	▲5,400	▲7,000	▲9,000
9.5%	100	▲ 500	▲1,000	▲2,100	▲3,000	▲3,900	▲5,200	▲6,700	▲8,300	▲10,300

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

保険料率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



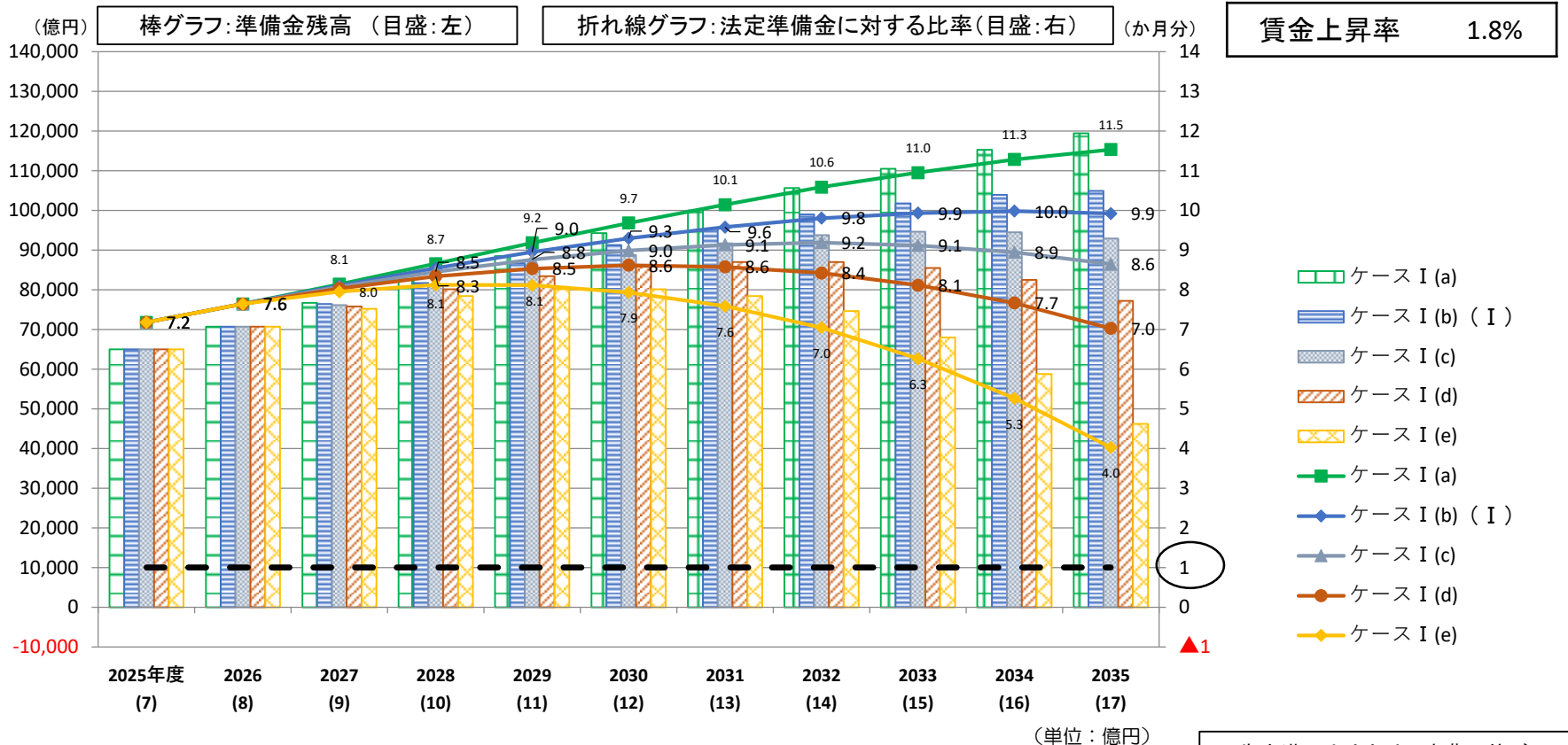
(単位：億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,200	700	▲ 900	▲2,800	▲5,300	▲8,100	▲11,300
9.9%	4,600	3,600	2,600	1,000	▲ 500	▲2,100	▲4,000	▲6,600	▲9,400	▲12,700
9.8%	3,400	2,400	1,400	▲ 200	▲1,700	▲3,300	▲5,200	▲7,800	▲10,600	▲14,000
9.7%	2,300	1,300	300	▲1,400	▲2,900	▲4,500	▲6,600	▲9,200	▲11,900	▲15,300
9.6%	1,200	100	▲ 900	▲2,500	▲4,200	▲5,800	▲7,800	▲10,400	▲13,300	▲16,600
9.5%	100	▲1,000	▲2,100	▲3,700	▲5,400	▲7,000	▲9,100	▲11,700	▲14,600	▲18,000

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

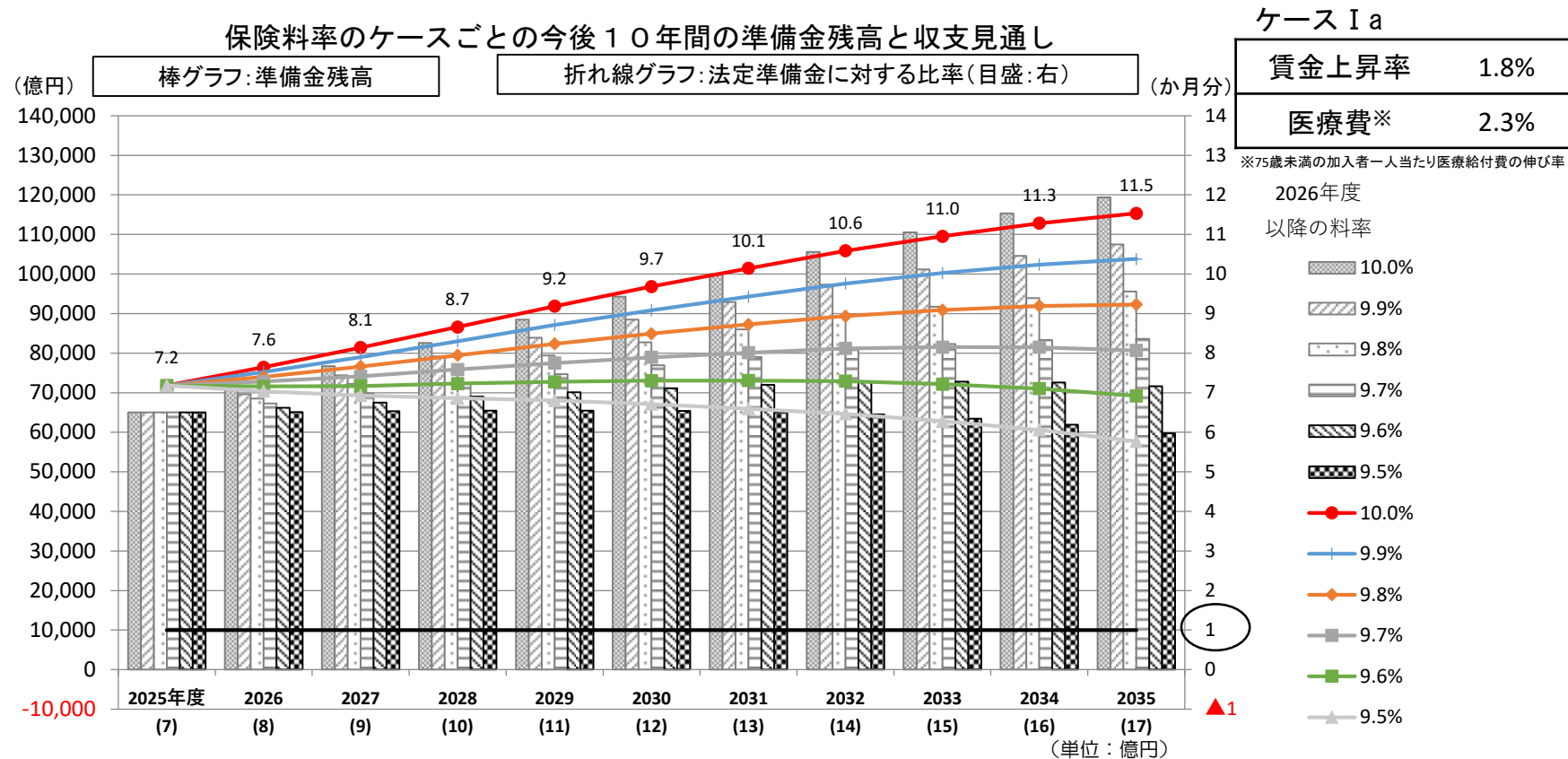


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケース I (a)	5,700	6,000	6,000	5,900	5,700	5,700	5,600	5,200	4,800	4,100
ケース I (b) (I)	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
ケース I (c)	5,700	5,400	5,000	4,300	3,600	3,000	2,100	1,000	▲ 200	▲ 1,500
ケース I (d)	5,700	5,100	4,400	3,300	2,300	1,300	100	▲ 1,400	▲ 3,100	▲ 5,300
ケース I (e)	5,700	4,500	3,300	1,600	0	▲ 1,700	▲ 3,800	▲ 6,400	▲ 9,300	▲ 12,500

75歳未満一人当たり医療費の伸び
 ケース I a : 2.3%
 ケース I b (I) : 2.8%
 ケース I c : 3.2%
 ケース I d : 3.7%
 ケース I e : 4.6%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

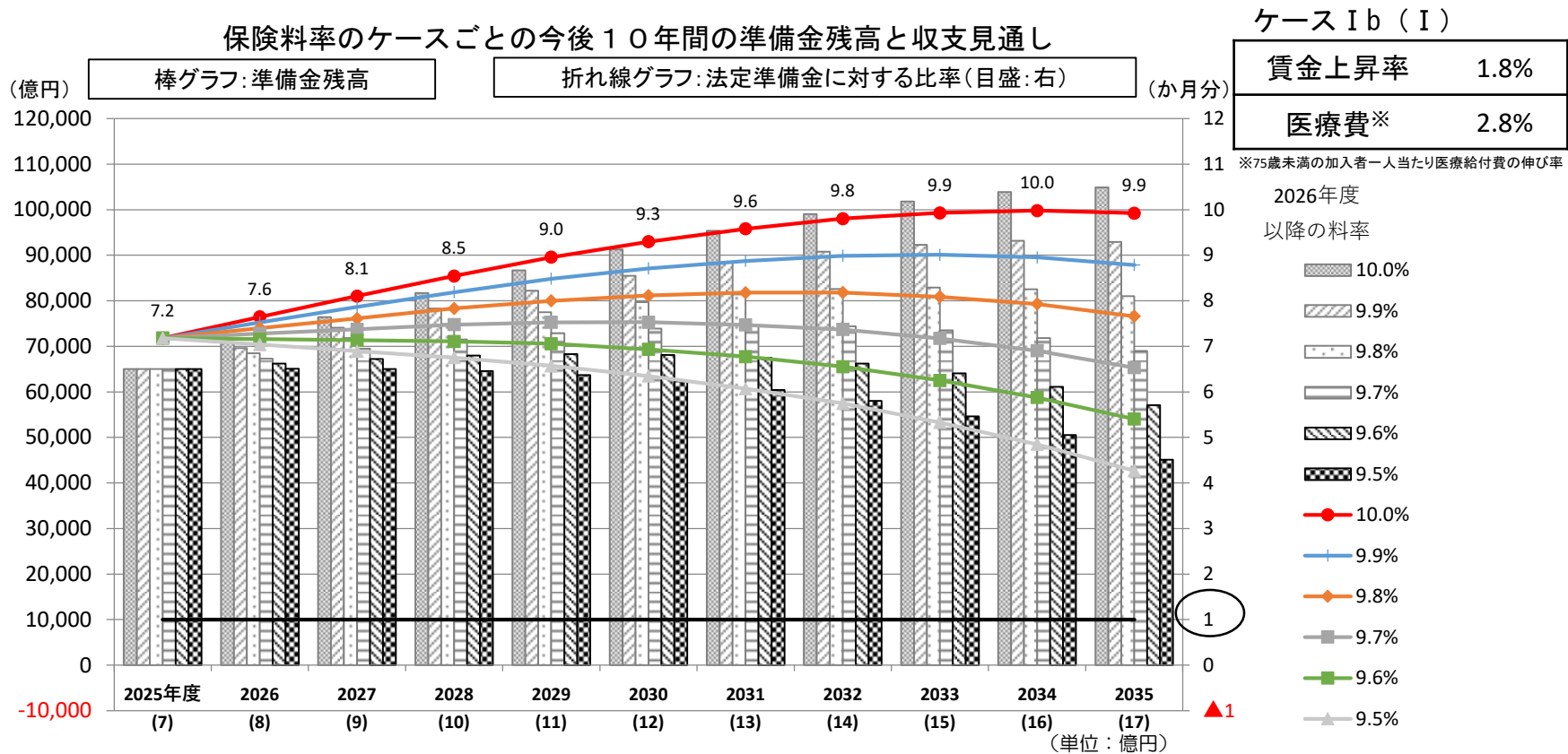
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	6,000	6,000	5,900	5,700	5,700	5,600	5,200	4,800	4,100
9.9%	4,600	4,800	4,900	4,700	4,600	4,600	4,300	4,000	3,500	2,900
9.8%	3,400	3,700	3,700	3,600	3,400	3,400	3,100	2,700	2,200	1,500
9.7%	2,300	2,600	2,600	2,400	2,200	2,200	1,900	1,400	1,000	300
9.6%	1,200	1,400	1,400	1,200	1,000	1,000	700	200	▲ 200	▲ 900
9.5%	100	200	300	0	▲ 100	▲ 200	▲ 500	▲ 1,000	▲ 1,500	▲ 2,200

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

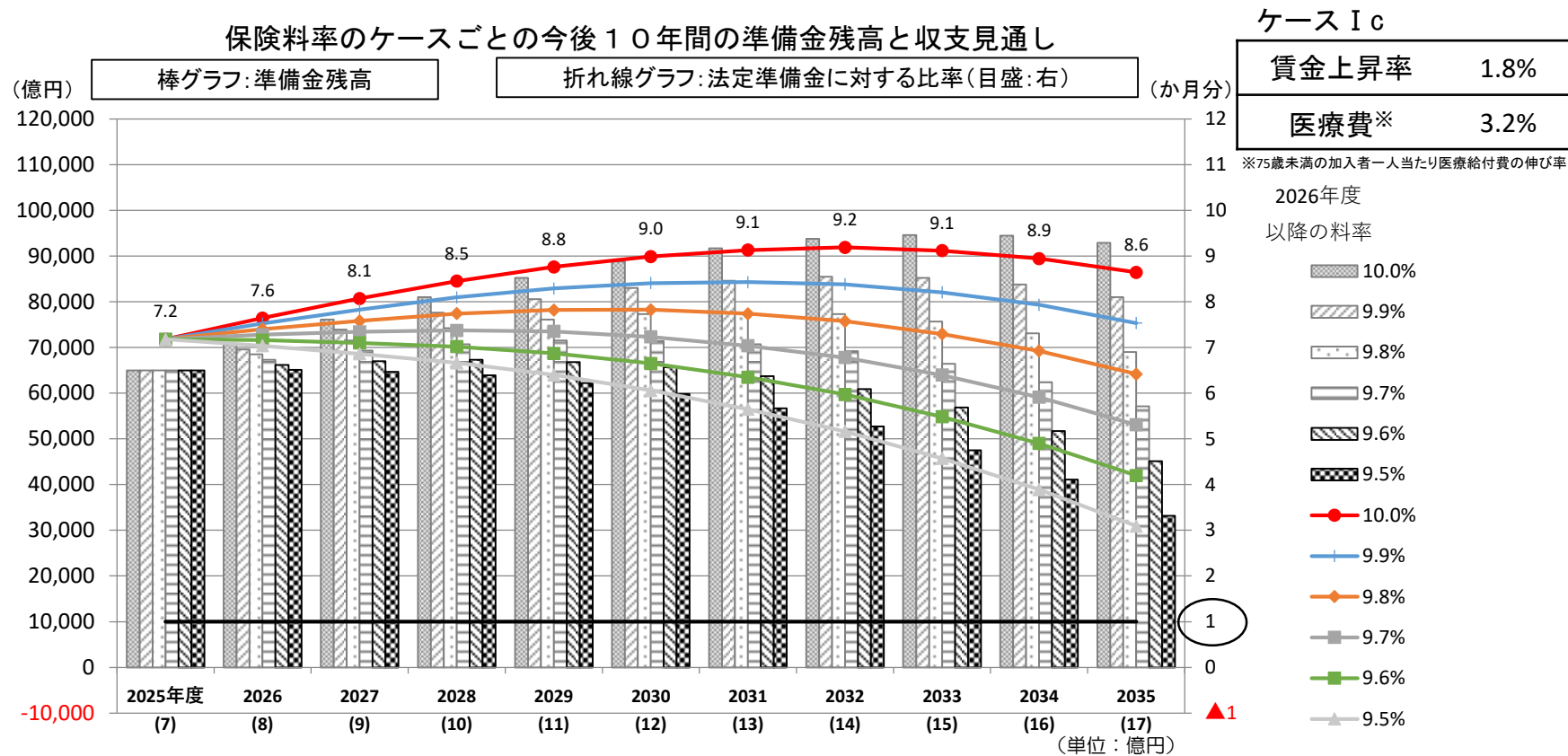
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
9.9%	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400	3,000	2,400	1,600	800	▲ 200
9.8%	3,400	3,400	3,200	2,700	2,200	1,800	1,200	400	▲ 500	▲1,500
9.7%	2,300	2,300	2,000	1,400	1,000	700	0	▲ 800	▲1,700	▲2,800
9.6%	1,200	1,000	900	200	▲ 200	▲ 600	▲1,300	▲2,100	▲2,900	▲4,000
9.5%	100	▲ 100	▲ 300	▲ 900	▲1,300	▲1,800	▲2,500	▲3,300	▲4,200	▲5,300

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

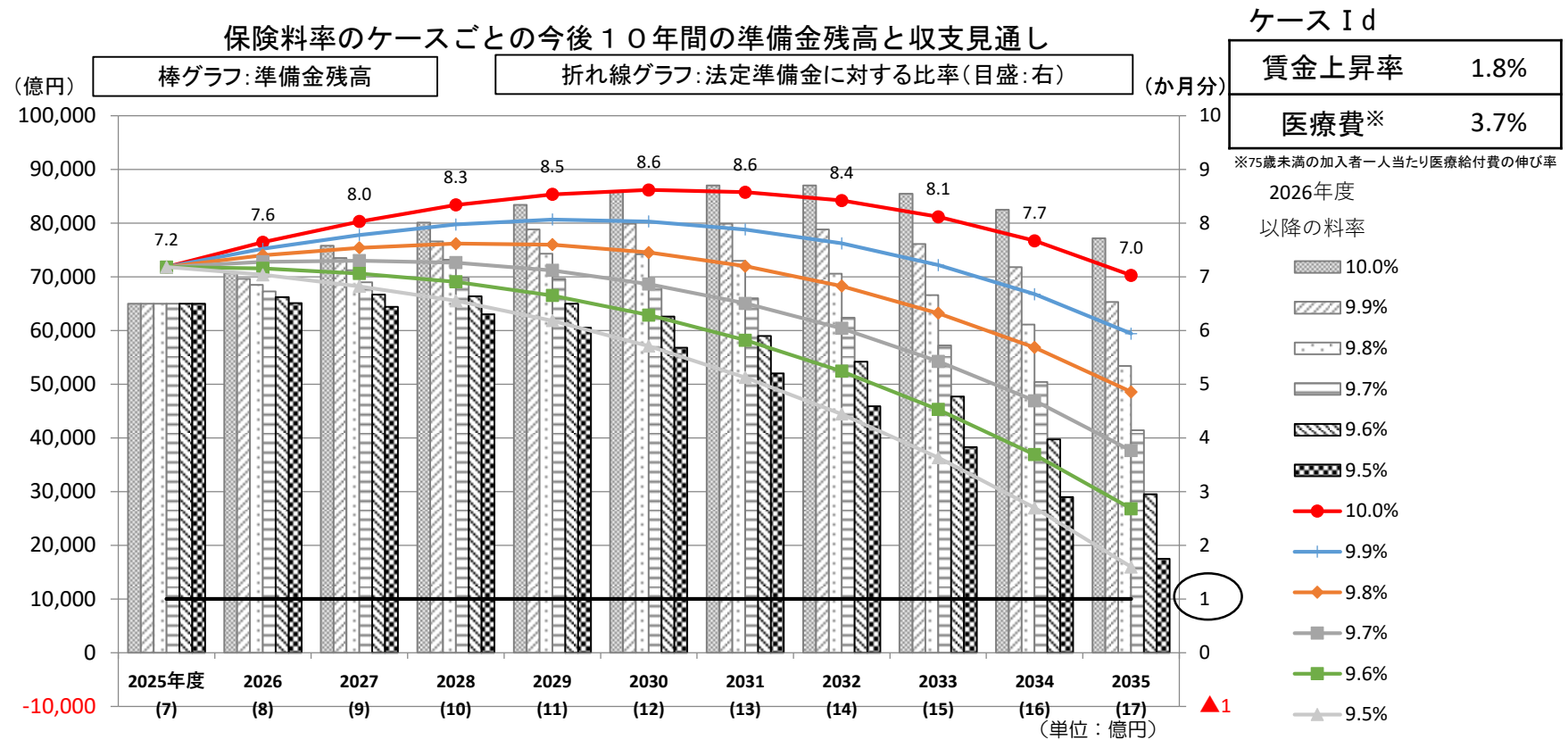
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,400	5,000	4,300	3,600	3,000	2,100	1,000	▲ 200	▲1,500
9.9%	4,600	4,300	3,800	3,000	2,400	1,700	800	▲ 300	▲1,400	▲2,800
9.8%	3,400	3,200	2,700	1,900	1,200	500	▲ 400	▲1,500	▲2,600	▲4,100
9.7%	2,300	1,900	1,500	700	0	▲ 700	▲1,600	▲2,700	▲3,800	▲5,400
9.6%	1,200	800	400	▲ 500	▲1,200	▲1,900	▲2,800	▲3,900	▲5,200	▲6,600
9.5%	100	▲ 400	▲ 800	▲1,600	▲2,400	▲3,100	▲4,000	▲5,100	▲6,400	▲7,800

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

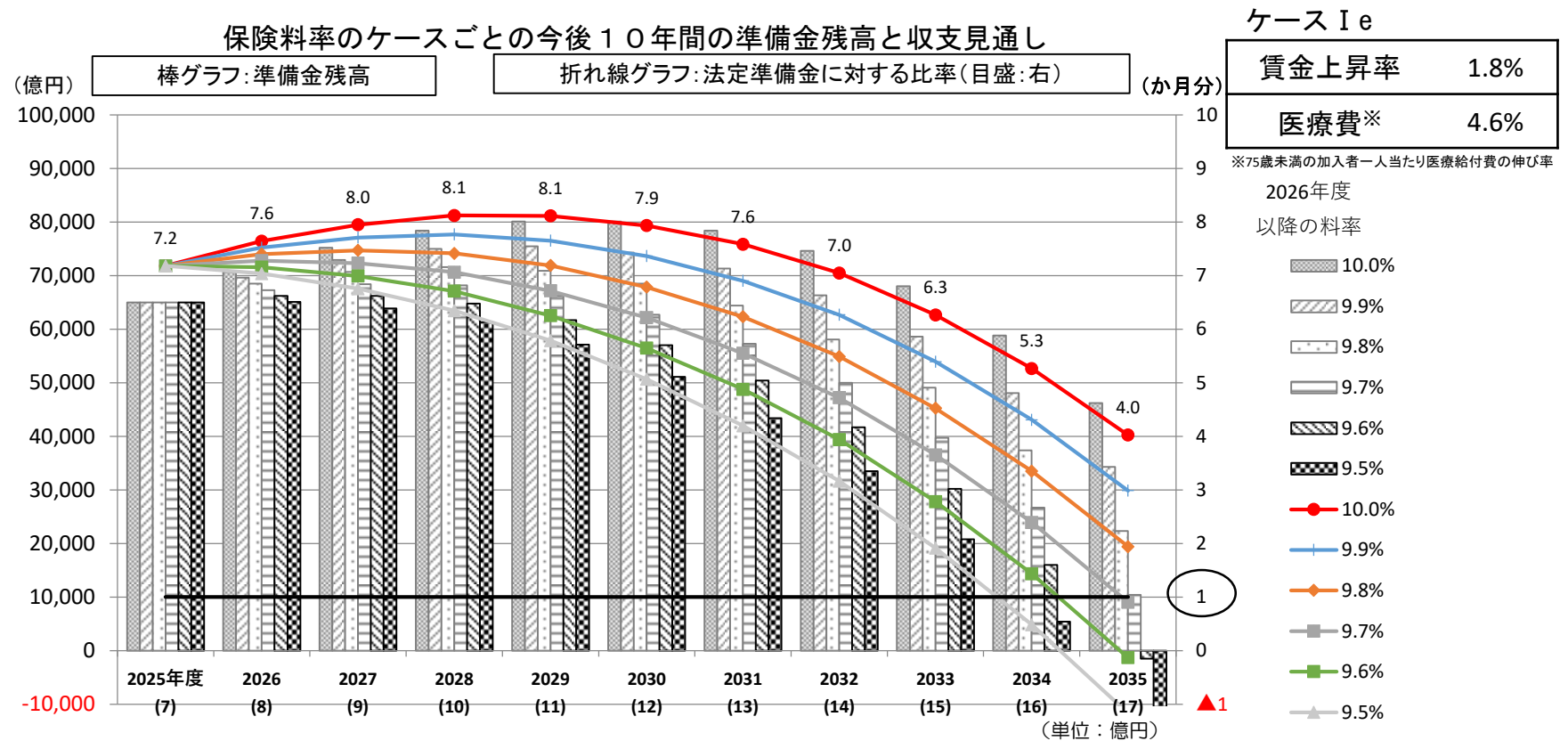
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	5,100	4,400	3,300	2,300	1,300	100	▲1,400	▲3,100	▲5,300
9.9%	4,600	4,000	3,200	2,100	1,100	100	▲1,100	▲2,600	▲4,300	▲6,500
9.8%	3,400	2,800	2,100	1,000	▲ 100	▲1,100	▲2,300	▲3,900	▲5,500	▲7,700
9.7%	2,300	1,600	900	▲ 200	▲1,300	▲2,300	▲3,500	▲5,100	▲6,700	▲9,000
9.6%	1,200	500	▲ 200	▲1,400	▲2,500	▲3,400	▲4,800	▲6,300	▲8,100	▲10,300
9.5%	100	▲ 700	▲1,400	▲2,500	▲3,600	▲4,600	▲6,100	▲7,600	▲9,300	▲11,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,500	3,300	1,600	0	▲1,700	▲3,800	▲6,400	▲9,300	▲12,500
9.9%	4,600	3,300	2,200	500	▲1,200	▲2,900	▲5,000	▲7,700	▲10,500	▲13,800
9.8%	3,400	2,200	1,000	▲ 700	▲2,400	▲4,100	▲6,200	▲8,900	▲11,700	▲15,100
9.7%	2,300	1,100	▲ 100	▲1,800	▲3,500	▲5,300	▲7,500	▲10,100	▲13,000	▲16,300
9.6%	1,200	▲ 100	▲1,300	▲3,000	▲4,800	▲6,500	▲8,700	▲11,400	▲14,200	▲17,600
9.5%	100	▲1,200	▲2,400	▲4,200	▲6,000	▲7,600	▲9,900	▲12,600	▲15,500	▲18,800

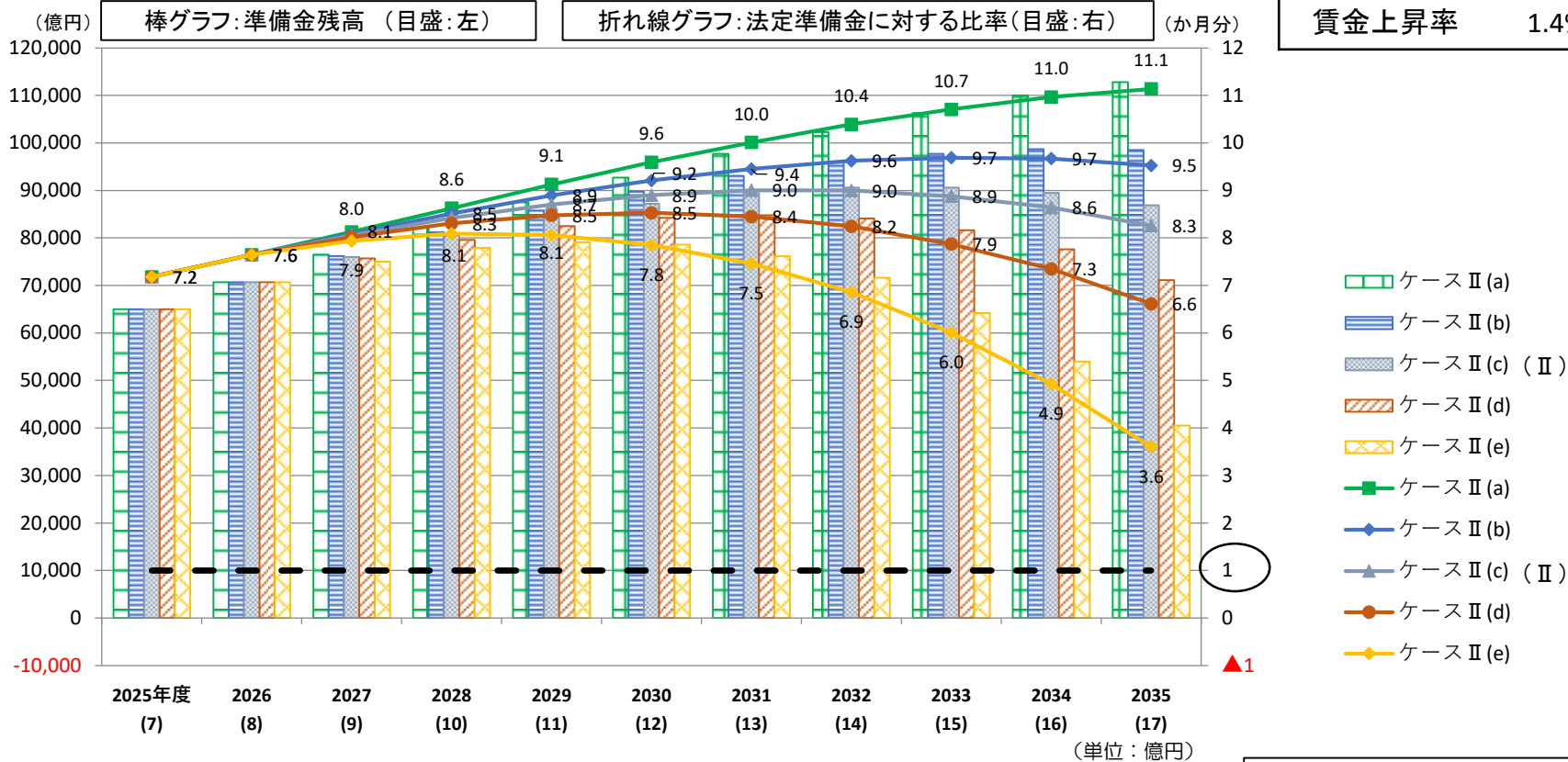
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

ケースⅡ

賃金上昇率 1.4%

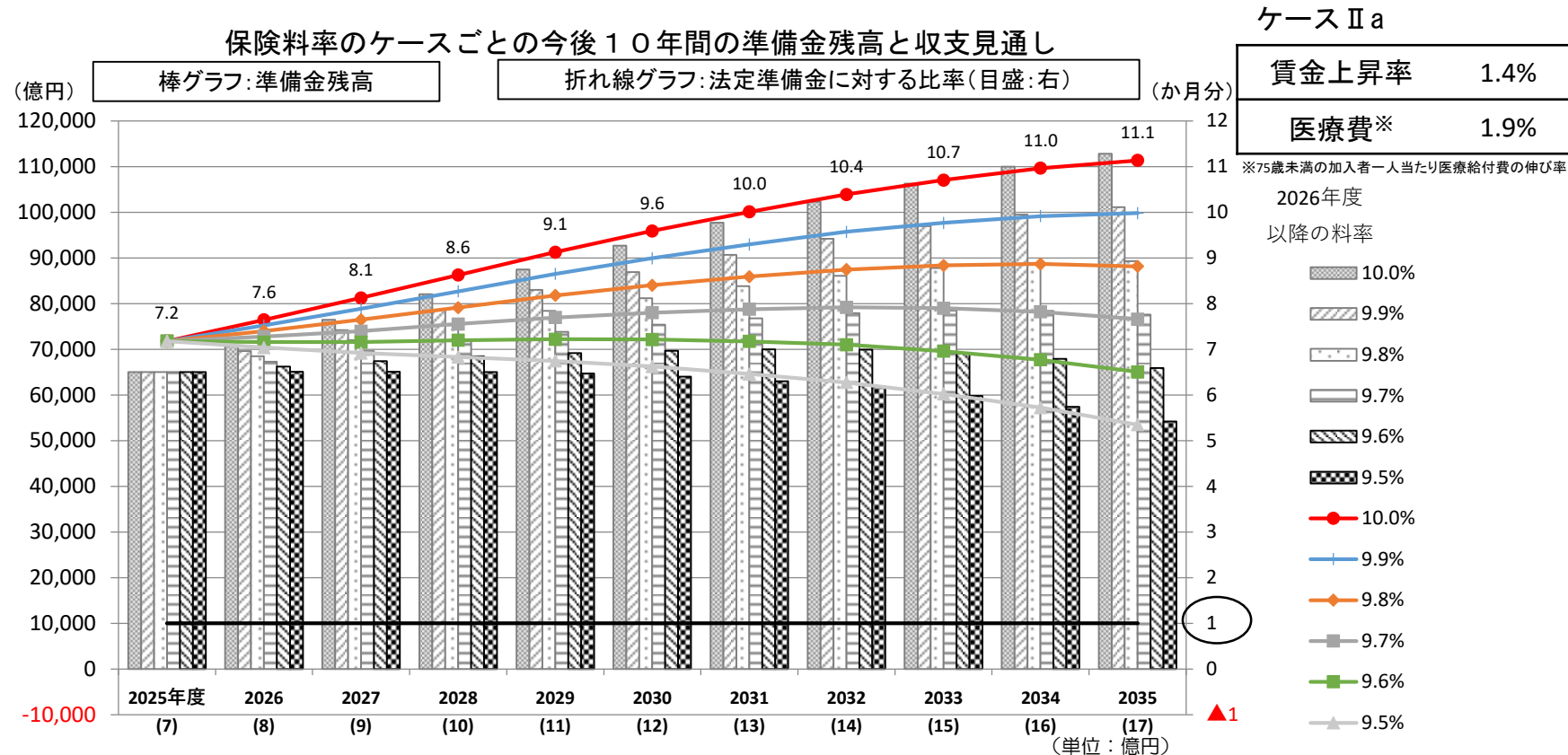


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースⅡ(a)	5,700	5,800	5,700	5,400	5,100	5,000	4,700	4,200	3,600	2,900
ケースⅡ(b)	5,700	5,500	5,100	4,500	4,000	3,500	2,800	1,900	1,000	▲100
ケースⅡ(c) (Ⅱ)	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
ケースⅡ(d)	5,700	4,900	4,100	2,800	1,800	600	▲700	▲2,200	▲4,100	▲6,400
ケースⅡ(e)	5,700	4,300	3,000	1,200	▲600	▲2,300	▲4,600	▲7,300	▲10,200	▲13,500

75歳未満一人当たり医療費の伸び
ケースⅡa : 1.9%
ケースⅡb : 2.4%
ケースⅡc (Ⅱ) : 2.8%
ケースⅡd : 3.3%
ケースⅡe : 4.2%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

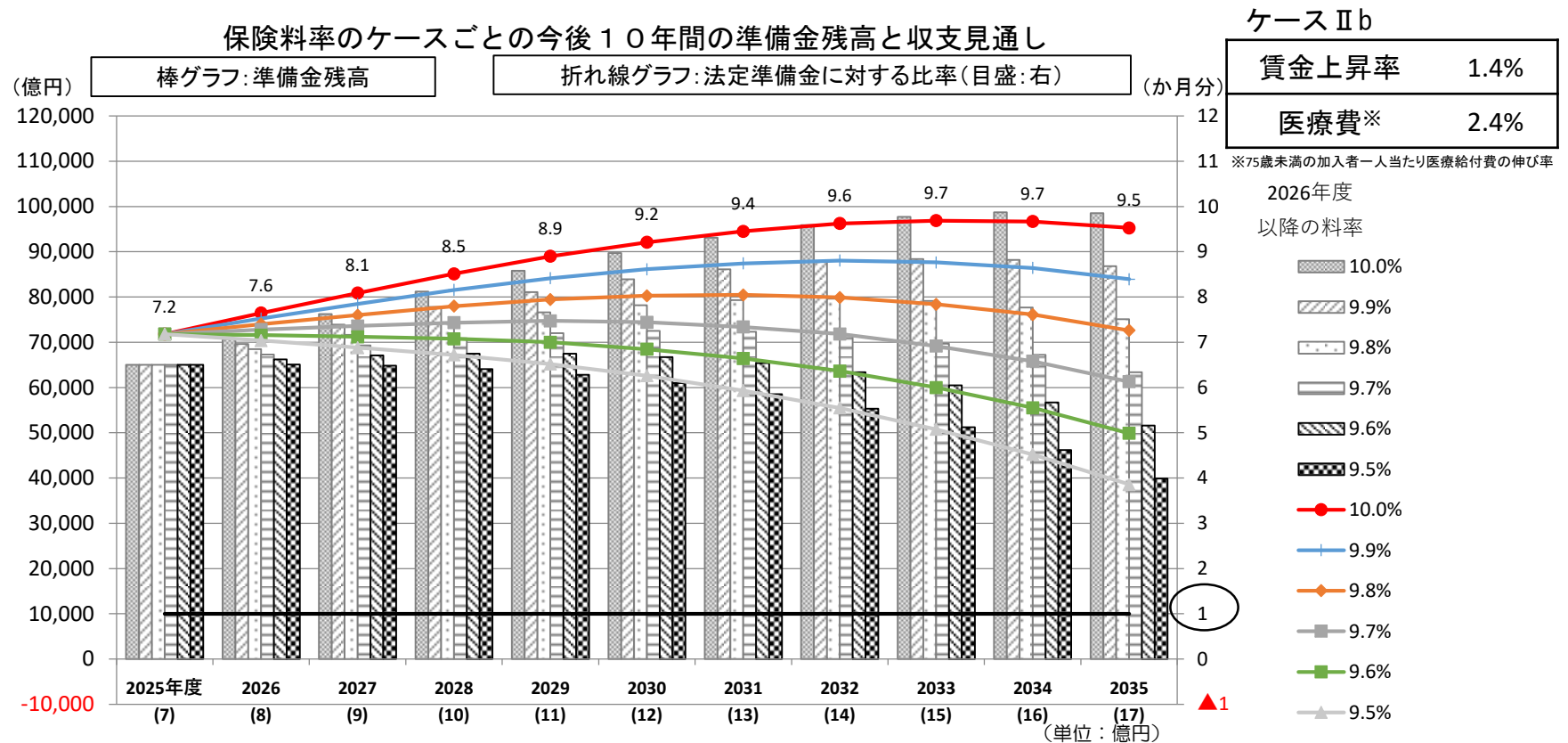
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,800	5,700	5,400	5,100	5,000	4,700	4,200	3,600	2,900
9.9%	4,600	4,700	4,600	4,300	4,000	3,800	3,400	3,000	2,400	1,700
9.8%	3,400	3,500	3,400	3,100	2,800	2,700	2,300	1,800	1,200	400
9.7%	2,300	2,400	2,300	2,000	1,700	1,500	1,100	500	0	▲ 800
9.6%	1,200	1,300	1,100	800	500	300	▲ 100	▲ 600	▲1,200	▲2,000
9.5%	100	0	0	▲ 400	▲ 600	▲ 800	▲1,300	▲1,800	▲2,400	▲3,200

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

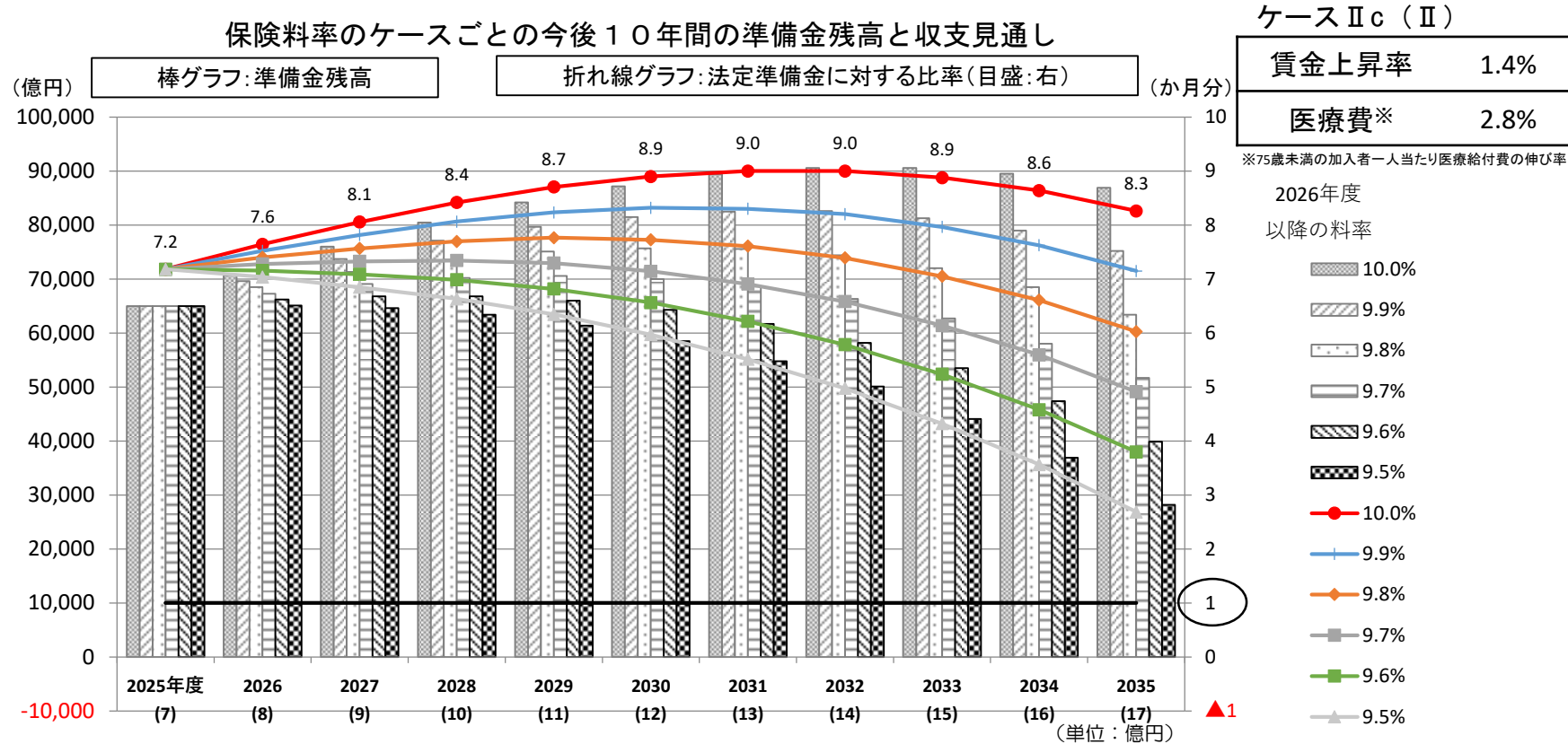
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,500	5,100	4,500	4,000	3,500	2,800	1,900	1,000	▲ 100
9.9%	4,600	4,400	4,000	3,400	2,800	2,300	1,600	700	▲ 200	▲1,400
9.8%	3,400	3,200	2,800	2,200	1,600	1,200	400	▲ 500	▲1,500	▲2,600
9.7%	2,300	2,100	1,700	1,000	500	0	▲ 700	▲1,600	▲2,600	▲3,800
9.6%	1,200	900	600	▲ 200	▲ 700	▲1,300	▲2,000	▲2,900	▲3,800	▲5,000
9.5%	100	▲ 300	▲ 600	▲1,300	▲1,800	▲2,400	▲3,200	▲4,100	▲5,000	▲6,200

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

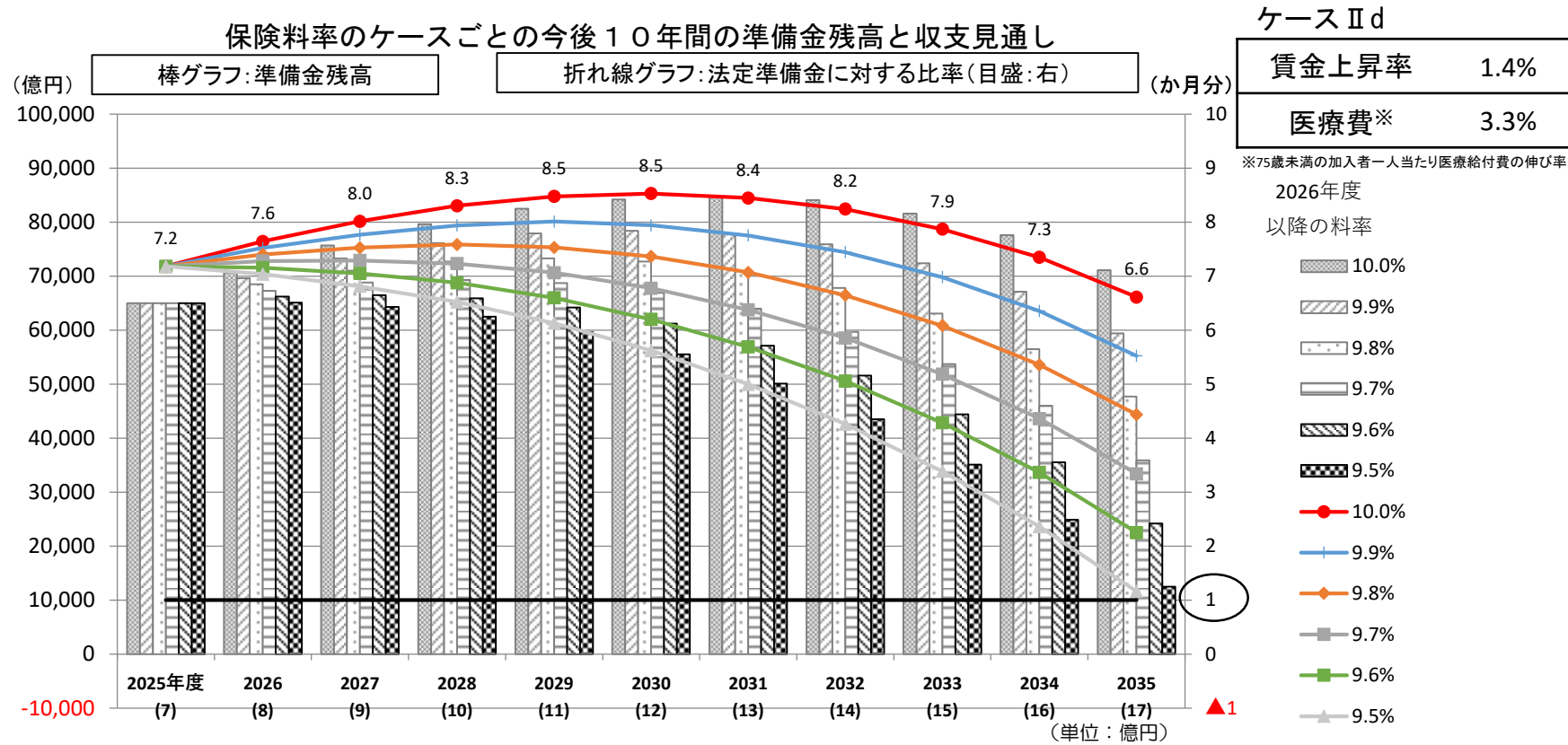
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
9.9%	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800	1,000	0	▲1,100	▲2,400	▲3,800
9.8%	3,400	3,000	2,400	1,400	700	▲100	▲1,200	▲2,300	▲3,500	▲5,100
9.7%	2,300	1,700	1,200	300	▲600	▲1,300	▲2,300	▲3,500	▲4,700	▲6,300
9.6%	1,200	600	100	▲900	▲1,700	▲2,500	▲3,500	▲4,700	▲6,000	▲7,500
9.5%	100	▲500	▲1,000	▲2,000	▲2,900	▲3,600	▲4,700	▲5,900	▲7,200	▲8,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

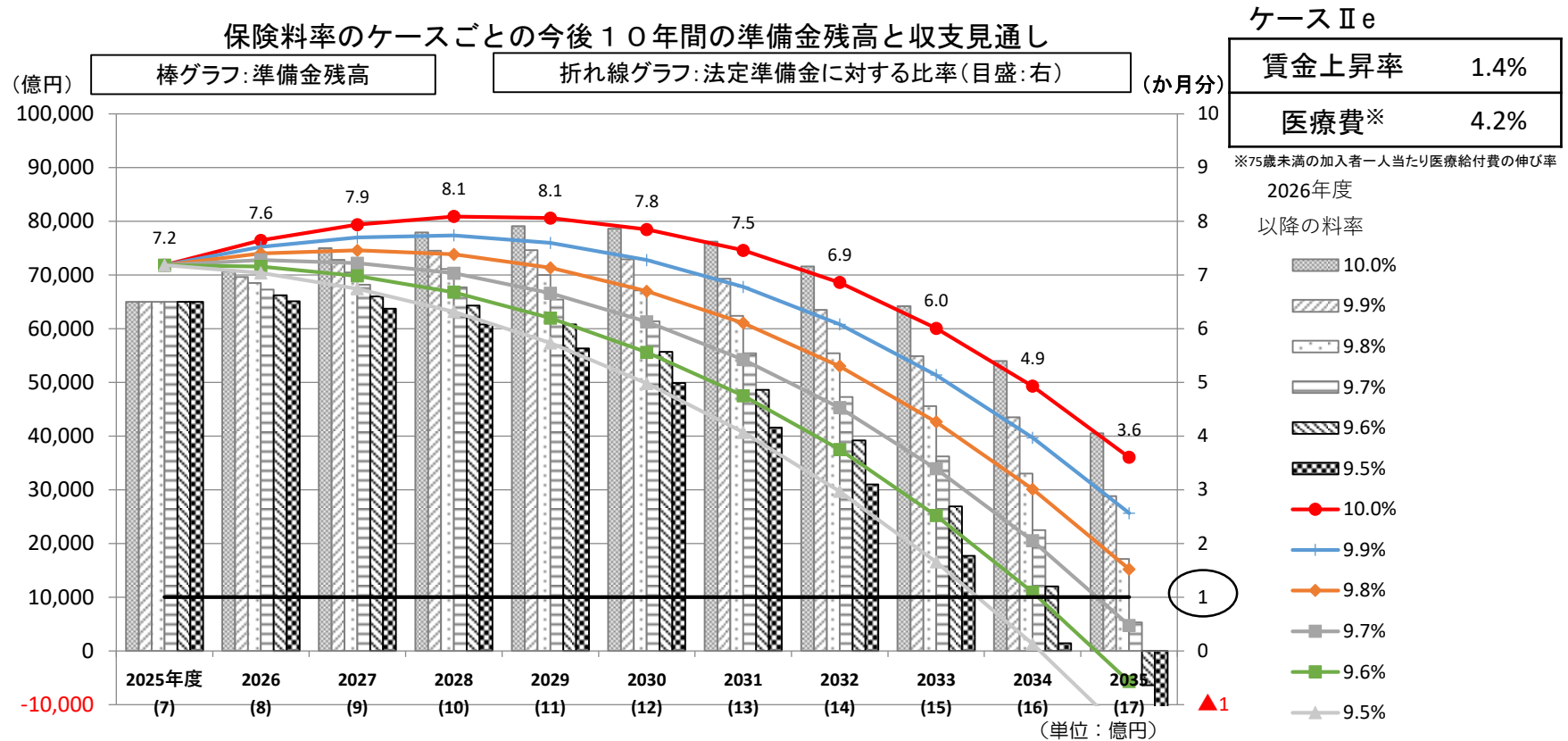
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,900	4,100	2,800	1,800	600	▲ 700	▲2,200	▲4,100	▲6,400
9.9%	4,600	3,800	2,900	1,700	500	▲ 500	▲1,900	▲3,400	▲5,300	▲7,600
9.8%	3,400	2,600	1,800	500	▲ 600	▲1,700	▲3,100	▲4,700	▲6,500	▲8,800
9.7%	2,300	1,400	600	▲ 600	▲1,800	▲2,900	▲4,200	▲5,900	▲7,700	▲10,000
9.6%	1,200	300	▲ 500	▲1,800	▲2,900	▲4,000	▲5,500	▲7,100	▲9,000	▲11,200
9.5%	100	▲ 800	▲1,600	▲2,900	▲4,100	▲5,200	▲6,700	▲8,300	▲10,200	▲12,500

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

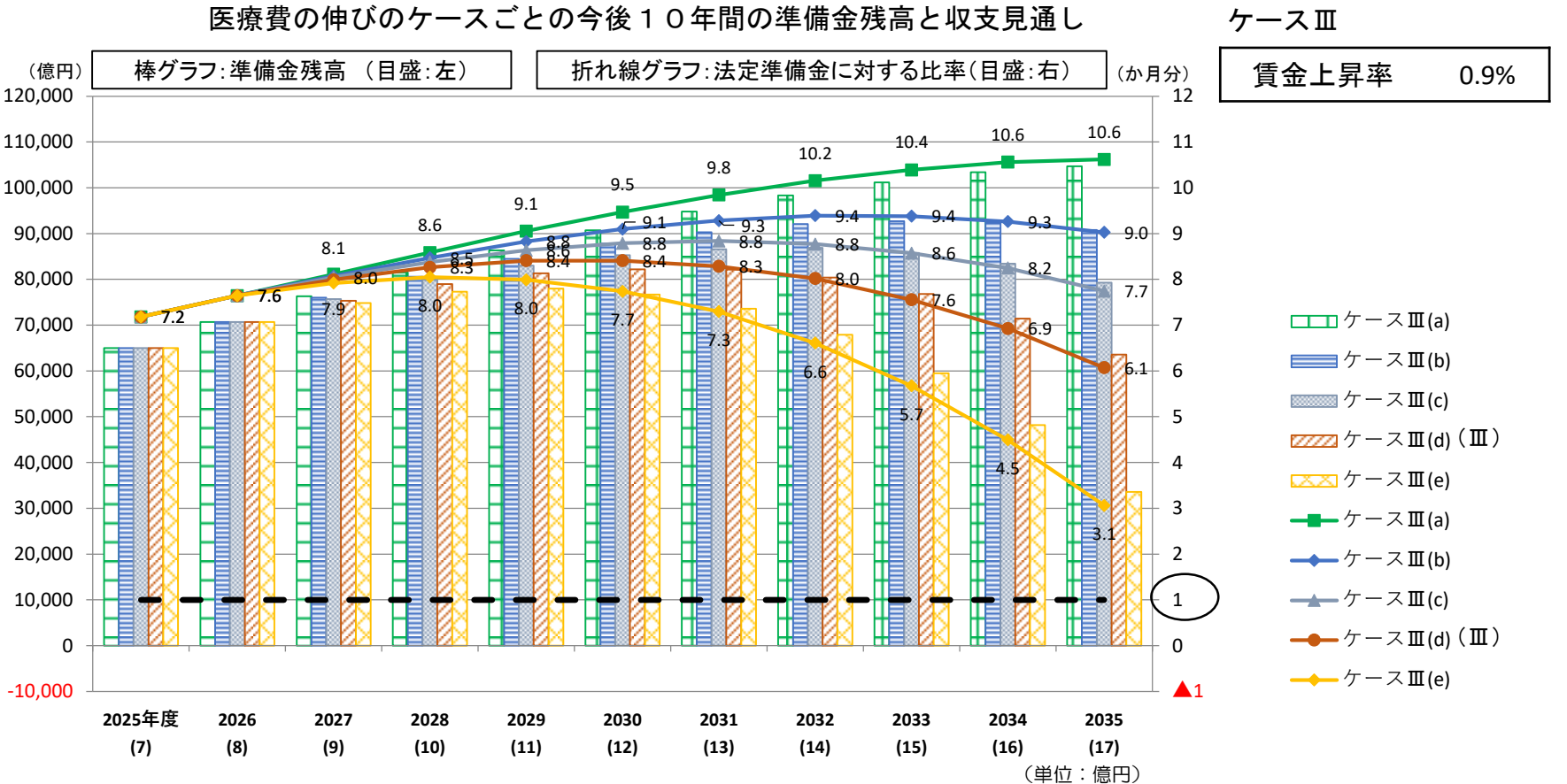
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,300	3,000	1,200	▲ 600	▲2,300	▲4,600	▲7,300	▲10,200	▲13,500
9.9%	4,600	3,200	1,900	100	▲1,700	▲3,500	▲5,800	▲8,500	▲11,400	▲14,700
9.8%	3,400	2,000	700	▲1,100	▲2,900	▲4,700	▲6,900	▲9,700	▲12,600	▲15,900
9.7%	2,300	900	▲ 400	▲2,200	▲4,000	▲5,800	▲8,200	▲10,900	▲13,800	▲17,200
9.6%	1,200	▲ 200	▲1,600	▲3,400	▲5,300	▲7,000	▲9,400	▲12,200	▲15,000	▲18,300
9.5%	100	▲1,400	▲2,700	▲4,500	▲6,400	▲8,200	▲10,600	▲13,300	▲16,300	▲19,500

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

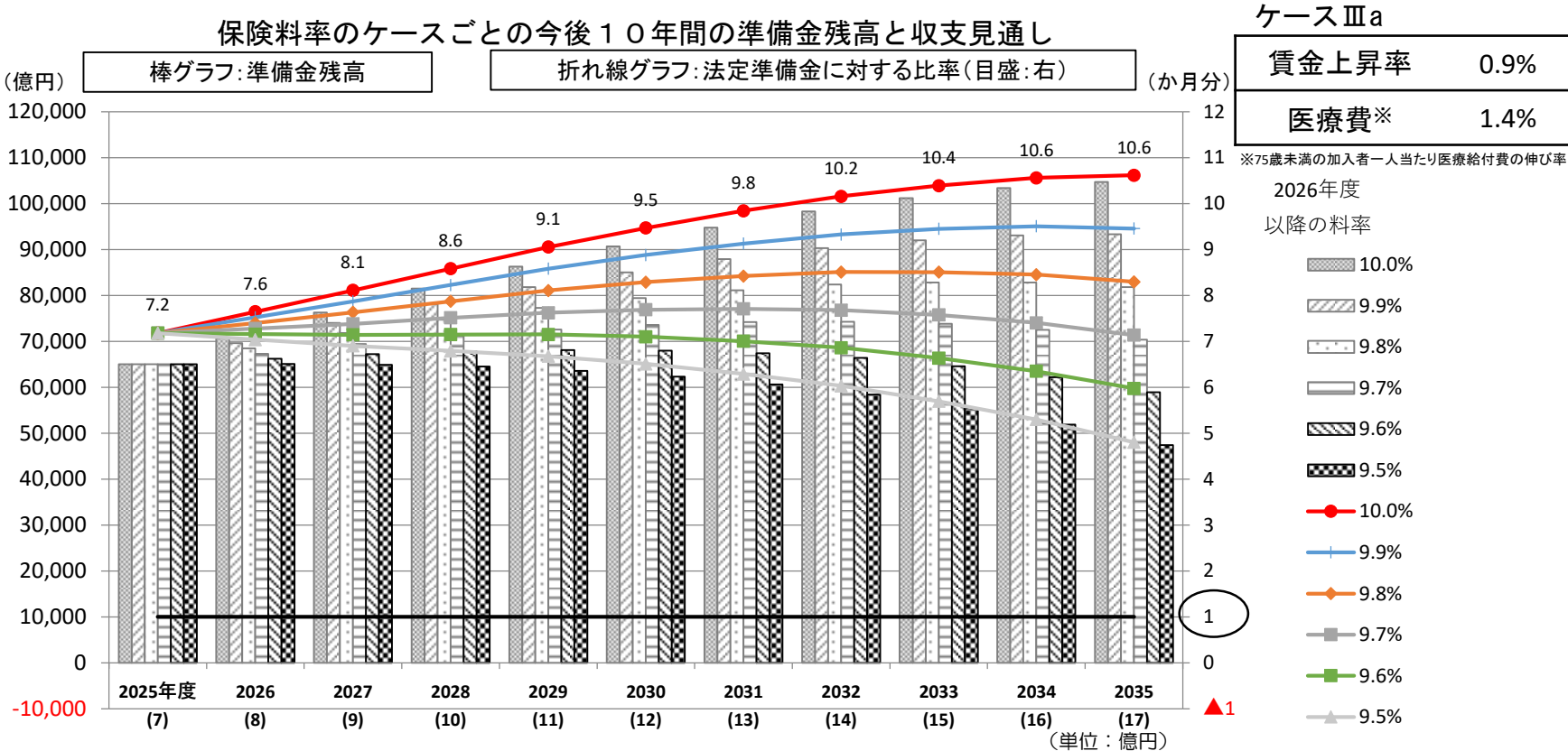


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 1 0)	2029 (R 1 1)	2030 (R 1 2)	2031 (R 1 3)	2032 (R 1 4)	2033 (R 1 5)	2034 (R 1 6)	2035 (R 1 7)
ケースⅢ(a)	5,700	5,600	5,300	4,800	4,400	4,100	3,600	3,000	2,300	1,400
ケースⅢ(b)	5,700	5,300	4,700	4,000	3,200	2,600	1,800	800	▲ 300	▲1,500
ケースⅢ(c)	5,700	5,000	4,200	3,300	2,300	1,400	300	▲1,000	▲2,400	▲4,100
ケースⅢ(d) (Ⅲ)	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲ 200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700
ケースⅢ(e)	5,700	4,100	2,600	700	▲1,200	▲3,100	▲5,600	▲8,400	▲11,300	▲14,600

75歳未満一人当たり医療費の伸び
ケースⅢa : 1.4%
ケースⅢb : 1.9%
ケースⅢc : 2.3%
ケースⅢd (Ⅲ) : 2.8%
ケースⅢe : 3.7%

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

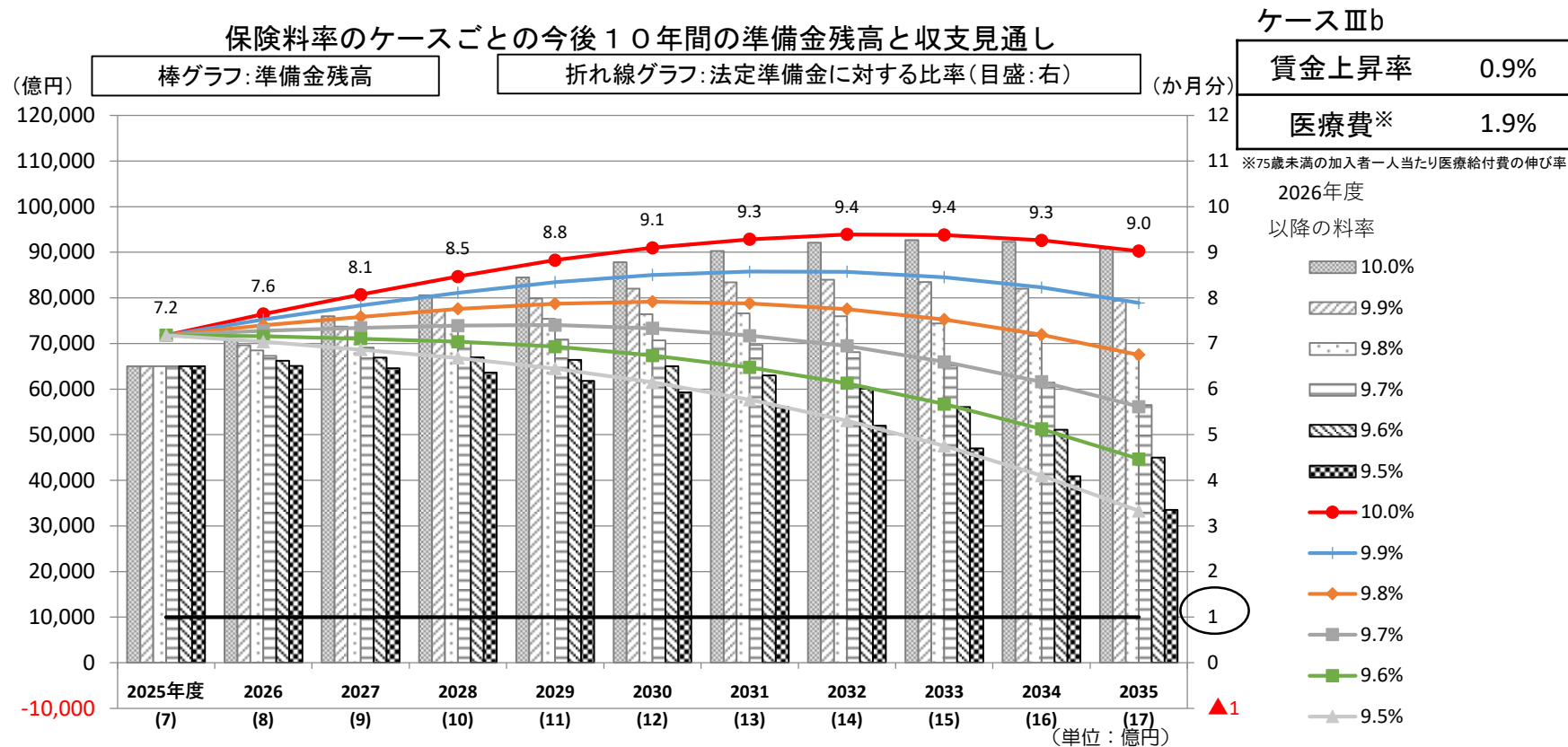
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,600	5,300	4,800	4,400	4,100	3,600	3,000	2,300	1,400
9.9%	4,600	4,400	4,200	3,700	3,300	3,000	2,400	1,800	1,000	200
9.8%	3,400	3,300	3,000	2,600	2,100	1,800	1,300	600	▲100	▲1,000
9.7%	2,300	2,200	1,900	1,400	1,000	700	100	▲600	▲1,300	▲2,200
9.6%	1,200	1,000	800	300	▲100	▲500	▲1,000	▲1,700	▲2,400	▲3,300
9.5%	100	▲200	▲400	▲900	▲1,300	▲1,600	▲2,200	▲2,800	▲3,500	▲4,400

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

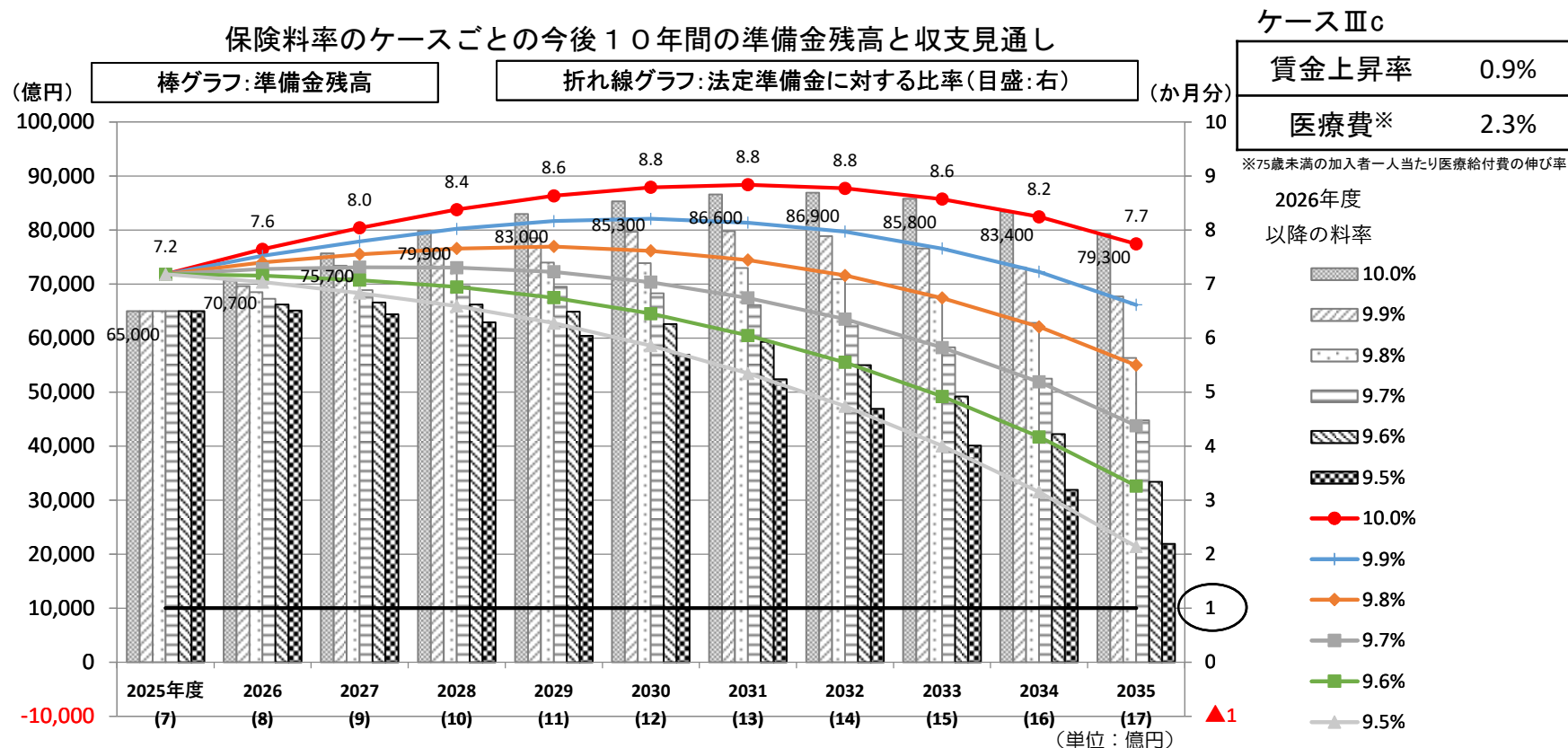


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,300	4,700	4,000	3,200	2,600	1,800	800	▲ 300	▲1,500
9.9%	4,600	4,100	3,600	2,800	2,100	1,500	600	▲ 400	▲1,400	▲2,700
9.8%	3,400	3,000	2,500	1,700	1,000	300	▲ 500	▲1,500	▲2,600	▲3,900
9.7%	2,300	1,900	1,300	500	▲ 200	▲ 900	▲1,700	▲2,700	▲3,800	▲5,000
9.6%	1,200	600	200	▲ 700	▲1,300	▲2,000	▲2,900	▲3,900	▲4,900	▲6,200
9.5%	100	▲ 500	▲ 900	▲1,800	▲2,500	▲3,200	▲4,000	▲5,000	▲6,100	▲7,300

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

45

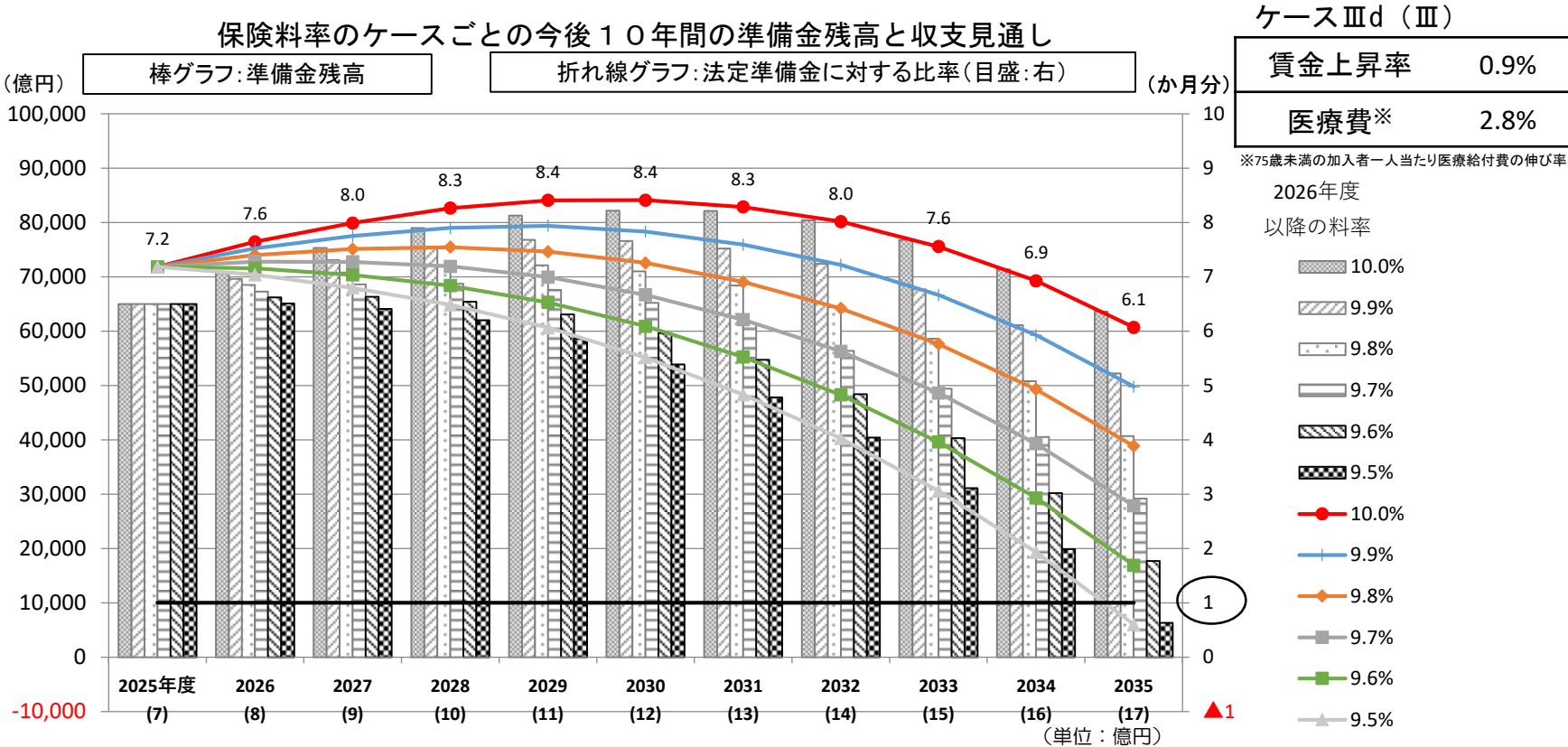
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,000	4,200	3,300	2,300	1,400	300	▲1,000	▲2,400	▲4,100
9.9%	4,600	3,900	3,100	2,000	1,100	200	▲900	▲2,200	▲3,500	▲5,300
9.8%	3,400	2,800	2,000	900	0	▲900	▲2,100	▲3,400	▲4,700	▲6,500
9.7%	2,300	1,500	900	▲200	▲1,200	▲2,100	▲3,200	▲4,500	▲5,800	▲7,700
9.6%	1,200	400	▲300	▲1,400	▲2,400	▲3,200	▲4,400	▲5,600	▲7,000	▲8,800
9.5%	100	▲700	▲1,400	▲2,500	▲3,500	▲4,400	▲5,500	▲6,800	▲8,200	▲10,000

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

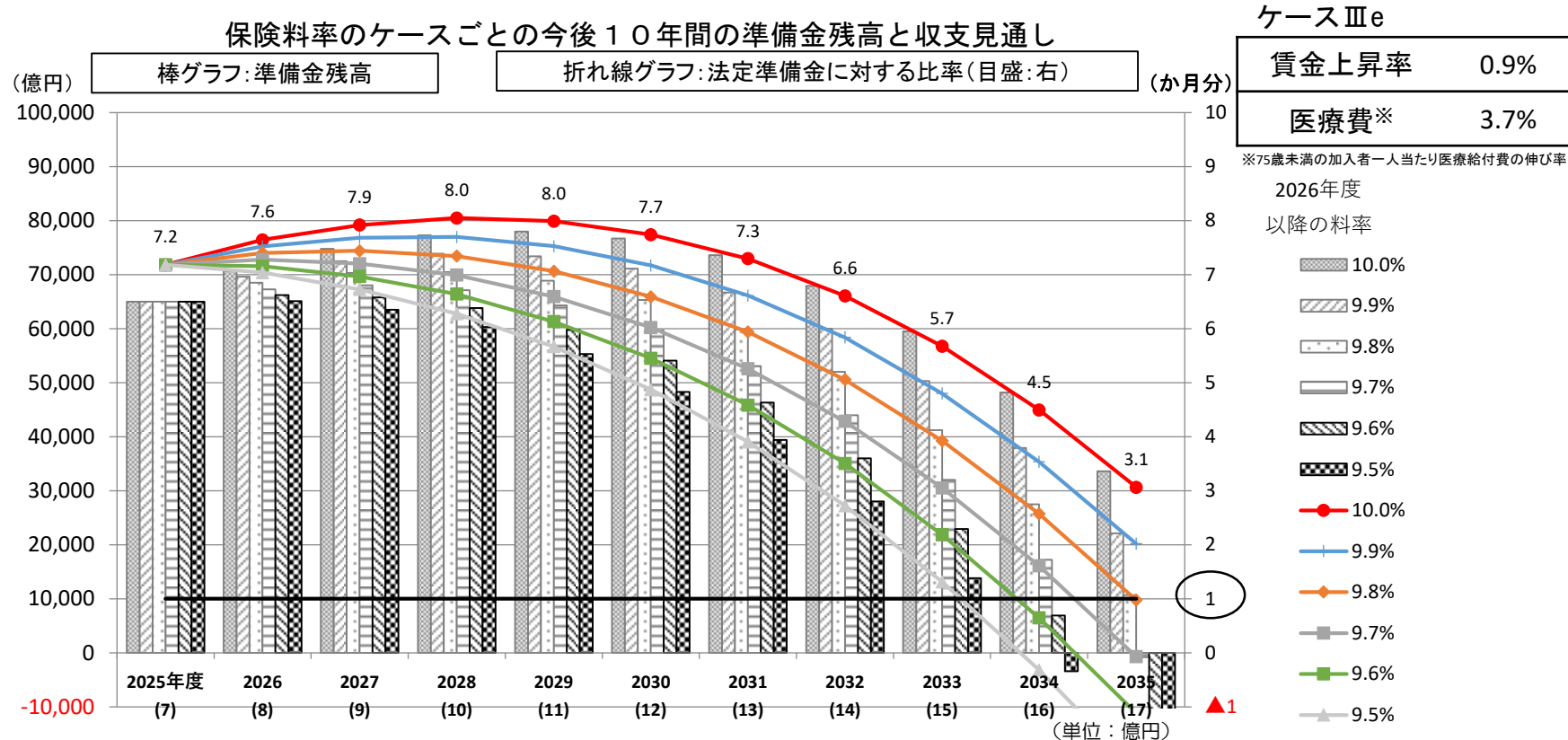


単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲ 200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700
9.9%	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	▲1,300	▲2,800	▲4,500	▲6,600	▲9,000
9.8%	3,400	2,400	1,400	0	▲1,300	▲2,500	▲3,900	▲5,800	▲7,700	▲10,100
9.7%	2,300	1,200	300	▲1,100	▲2,400	▲3,600	▲5,100	▲6,900	▲8,900	▲11,200
9.6%	1,200	100	▲ 900	▲2,200	▲3,600	▲4,700	▲6,300	▲8,100	▲10,100	▲12,400
9.5%	100	▲1,000	▲2,000	▲3,400	▲4,700	▲5,900	▲7,500	▲9,200	▲11,300	▲13,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

47

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,100	2,600	700	▲1,200	▲3,100	▲5,600	▲8,400	▲11,300	▲14,600
9.9%	4,600	2,900	1,500	▲ 500	▲2,300	▲4,300	▲6,700	▲9,500	▲12,500	▲15,700
9.8%	3,400	1,800	400	▲1,600	▲3,500	▲5,400	▲7,900	▲10,700	▲13,600	▲16,900
9.7%	2,300	700	▲ 800	▲2,700	▲4,600	▲6,500	▲9,000	▲11,800	▲14,800	▲18,000
9.6%	1,200	▲ 400	▲1,900	▲3,900	▲5,800	▲7,700	▲10,300	▲13,000	▲15,900	▲19,300
9.5%	100	▲1,600	▲3,000	▲5,000	▲7,000	▲8,800	▲11,400	▲14,200	▲17,000	▲20,400

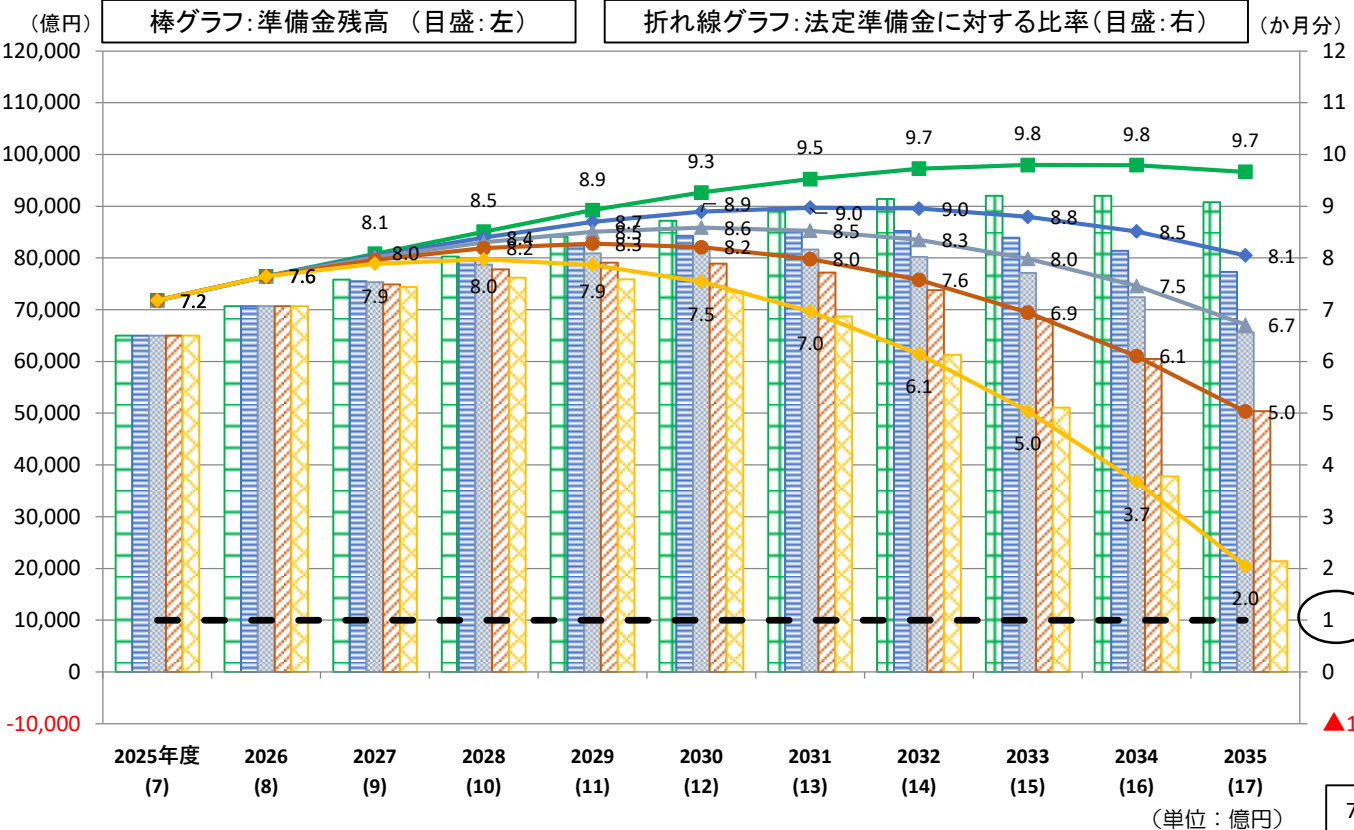
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

ケースB

賃金上昇率 0.0%



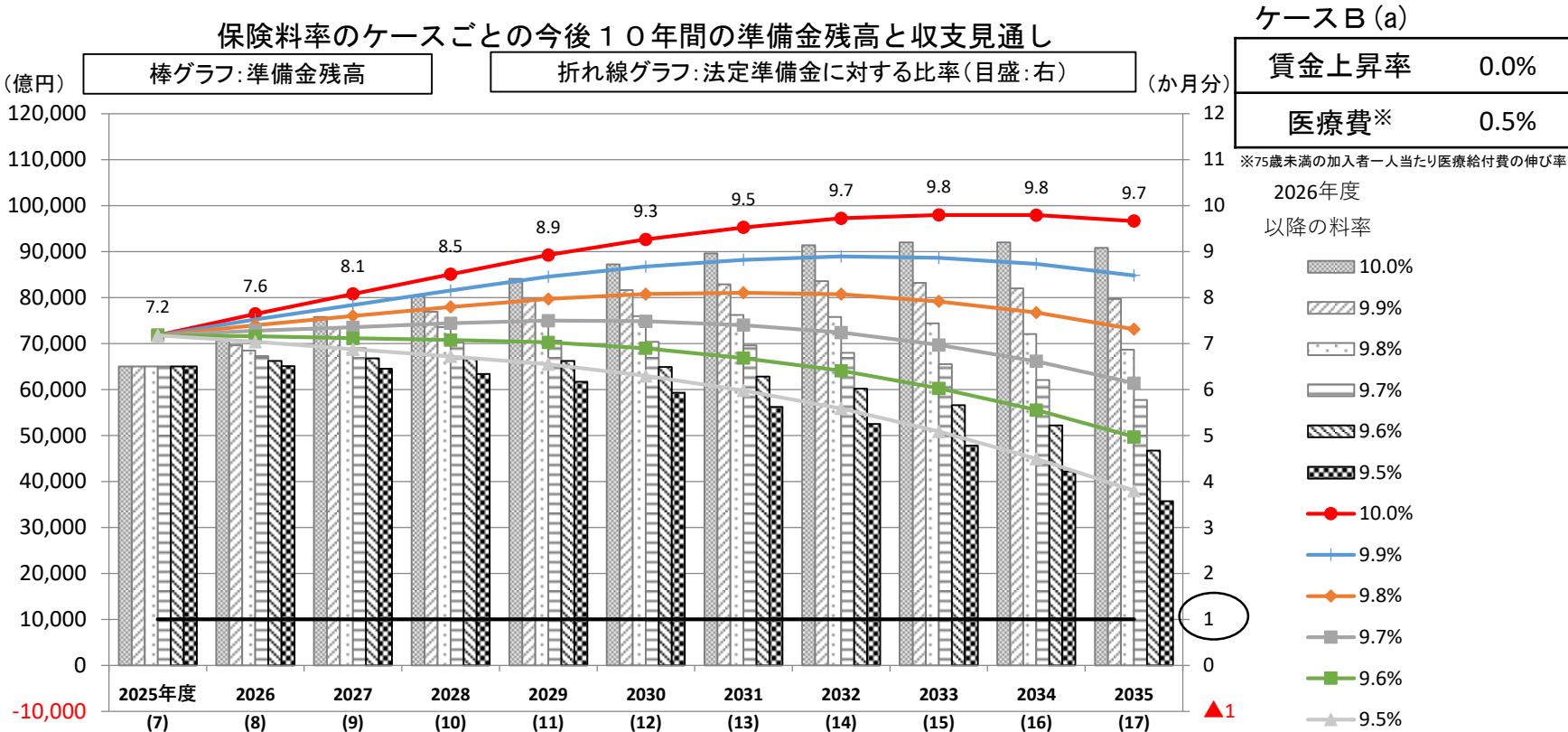
75歳未満一人当たり医療費の伸び

- ケースB(a) : 0.5%
- ケースB(b) : 1.0%
- ケースB(c) : 1.4%
- ケースB(d) : 1.9%
- ケースB(e) : 2.8%

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースB(a)	5,700	5,100	4,500	3,800	3,100	2,500	1,700	900	▲ 200	▲1,200
ケースB(b)	5,700	4,800	4,000	3,000	1,900	1,100	0	▲1,200	▲2,500	▲4,100
ケースB(c)	5,700	4,600	3,500	2,200	1,000	▲ 200	▲1,400	▲3,100	▲4,800	▲6,700
ケースB(d)	5,700	4,300	2,900	1,300	▲ 200	▲1,600	▲3,400	▲5,500	▲7,700	▲10,100
ケースB(e)	5,700	3,600	1,900	▲ 300	▲2,400	▲4,700	▲7,300	▲10,300	▲13,200	▲16,400

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

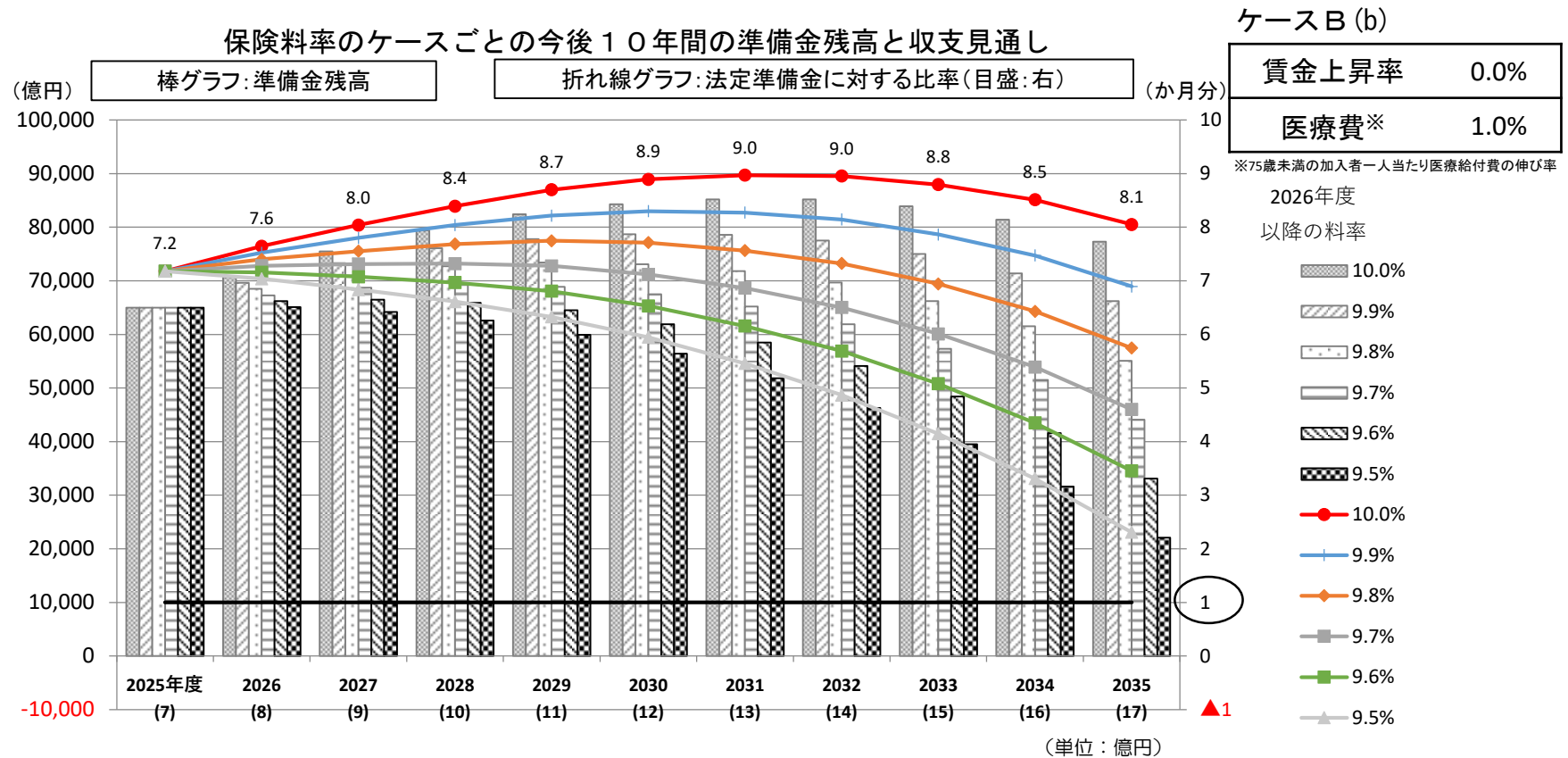


(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
10.0%	5,700	5,100	4,500	3,800	3,100	2,500	1,700	900	▲ 200	▲1,200
9.9%	4,600	4,000	3,400	2,700	2,000	1,400	600	▲ 200	▲1,200	▲2,300
9.8%	3,400	2,900	2,300	1,600	900	300	▲ 500	▲1,400	▲2,300	▲3,400
9.7%	2,300	1,800	1,200	500	▲ 200	▲ 800	▲1,500	▲2,500	▲3,300	▲4,400
9.6%	1,200	700	100	▲ 700	▲1,300	▲1,900	▲2,600	▲3,500	▲4,400	▲5,500
9.5%	100	▲ 600	▲1,000	▲1,800	▲2,400	▲2,900	▲3,700	▲4,600	▲5,500	▲6,500

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

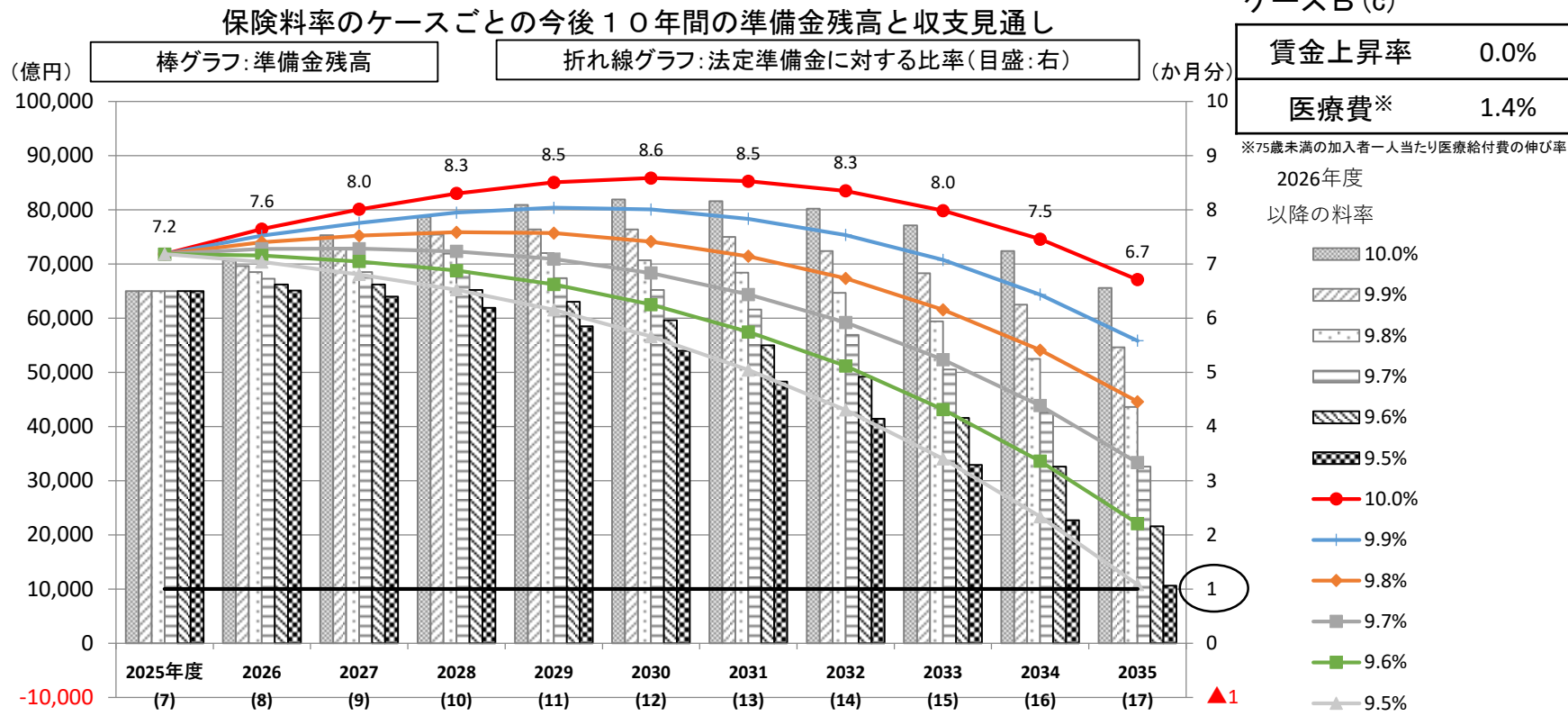
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,800	4,000	3,000	1,900	1,100	0	▲1,200	▲2,500	▲4,100
9.9%	4,600	3,700	2,900	1,900	900	0	▲1,100	▲2,300	▲3,500	▲5,300
9.8%	3,400	2,600	1,800	600	▲ 200	▲1,100	▲2,200	▲3,400	▲4,700	▲6,300
9.7%	2,300	1,400	600	▲ 500	▲1,300	▲2,300	▲3,200	▲4,400	▲5,800	▲7,400
9.6%	1,200	300	▲ 500	▲1,600	▲2,400	▲3,400	▲4,400	▲5,600	▲6,800	▲8,400
9.5%	100	▲ 900	▲1,600	▲2,700	▲3,600	▲4,500	▲5,500	▲6,700	▲7,900	▲9,500

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

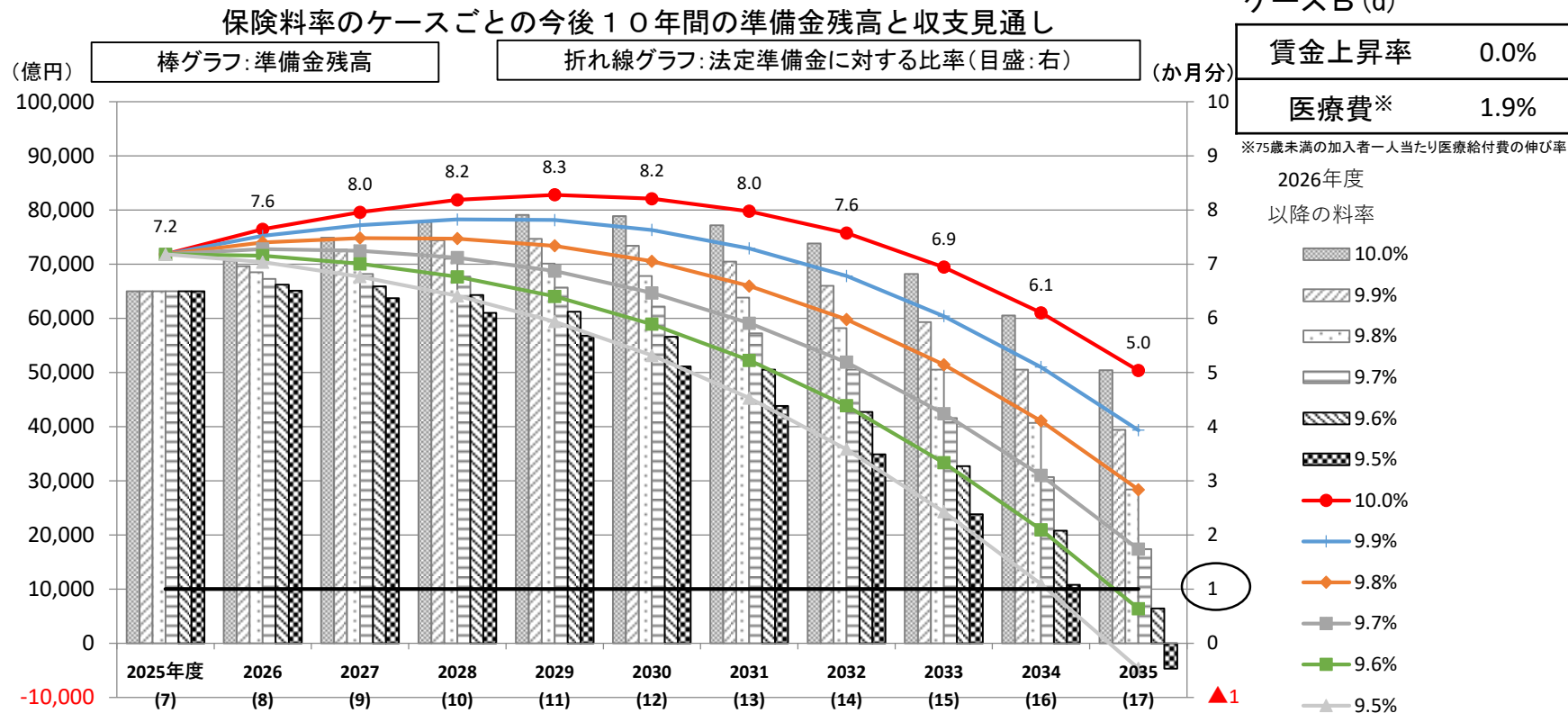


(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,600	3,500	2,200	1,000	▲ 200	▲1,400	▲3,100	▲4,800	▲6,700
9.9%	4,600	3,500	2,400	1,100	▲ 100	▲1,300	▲2,600	▲4,100	▲5,800	▲7,800
9.8%	3,400	2,300	1,300	0	▲1,200	▲2,300	▲3,700	▲5,200	▲6,900	▲8,900
9.7%	2,300	1,100	200	▲1,100	▲2,400	▲3,400	▲4,700	▲6,300	▲8,000	▲10,000
9.6%	1,200	0	▲ 900	▲2,200	▲3,400	▲4,500	▲5,800	▲7,300	▲9,100	▲11,000
9.5%	100	▲1,100	▲2,000	▲3,300	▲4,500	▲5,600	▲6,900	▲8,400	▲10,200	▲12,100

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

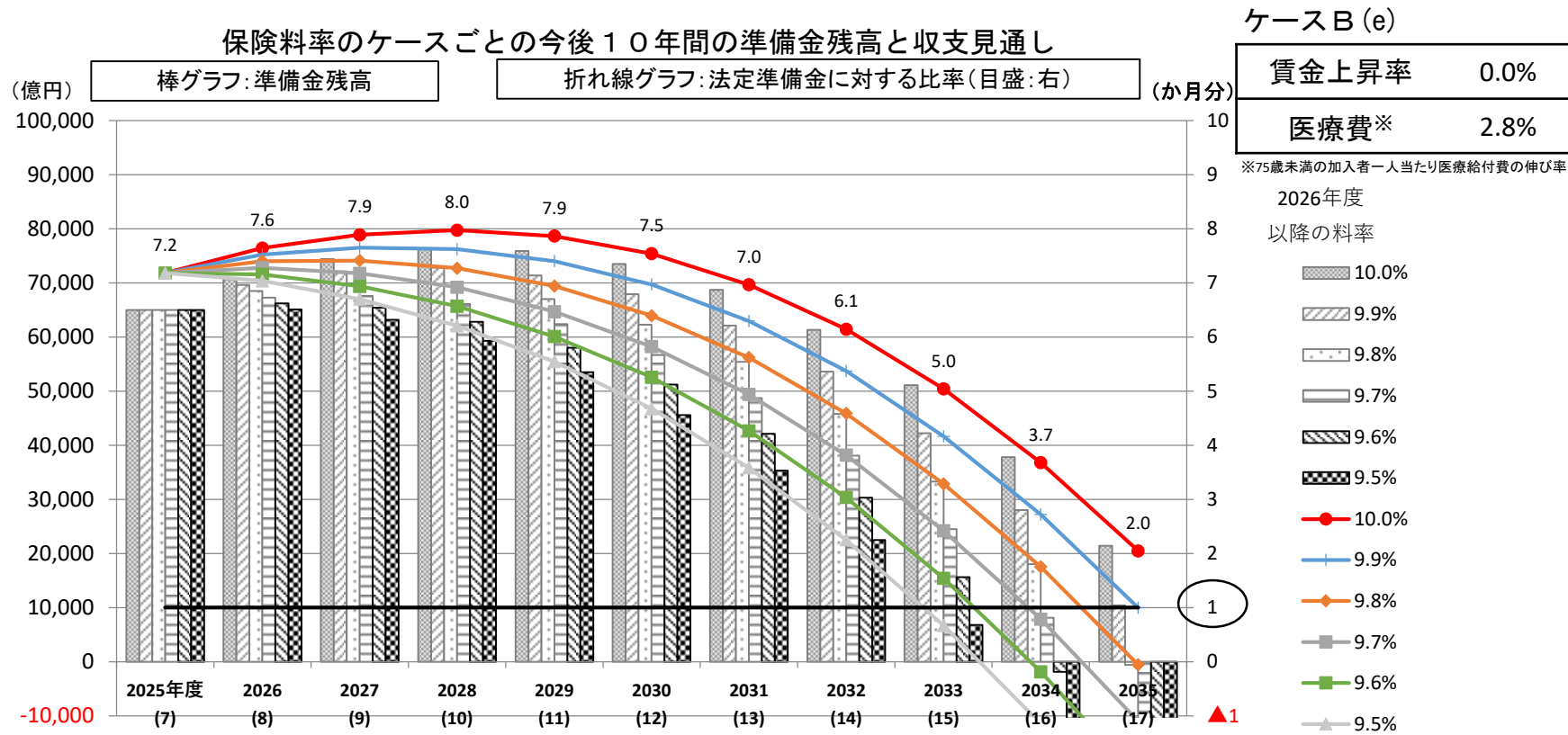
5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	4,300	2,900	1,300	▲ 200	▲1,600	▲3,400	▲5,500	▲7,700	▲10,100
9.9%	4,600	3,100	1,800	200	▲1,300	▲2,700	▲4,500	▲6,600	▲8,800	▲11,200
9.8%	3,400	2,000	700	▲ 900	▲2,400	▲3,800	▲5,600	▲7,700	▲9,800	▲12,300
9.7%	2,300	800	▲ 400	▲2,000	▲3,500	▲4,900	▲6,700	▲8,800	▲10,900	▲13,300
9.6%	1,200	▲ 300	▲1,500	▲3,100	▲4,600	▲6,000	▲7,800	▲9,900	▲12,000	▲14,400
9.5%	100	▲1,400	▲2,600	▲4,200	▲5,700	▲7,100	▲8,900	▲11,000	▲13,100	▲15,400

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



(単位: 億円)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
10.0%	5,700	3,600	1,900	▲ 300	▲2,400	▲4,700	▲7,300	▲10,300	▲13,200	▲16,400
9.9%	4,600	2,500	800	▲1,400	▲3,500	▲5,800	▲8,400	▲11,300	▲14,300	▲17,600
9.8%	3,400	1,400	▲ 300	▲2,500	▲4,600	▲6,900	▲9,500	▲12,400	▲15,400	▲18,600
9.7%	2,300	300	▲1,400	▲3,600	▲5,700	▲8,000	▲10,600	▲13,500	▲16,400	▲19,700
9.6%	1,200	▲ 800	▲2,500	▲4,700	▲6,900	▲9,100	▲11,800	▲14,500	▲17,500	▲20,700
9.5%	100	▲1,900	▲3,700	▲5,800	▲7,900	▲10,100	▲12,800	▲15,600	▲18,600	▲21,800

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

健康保険勘定準備金の長期運用について

- 健康保険勘定準備金のうち、健康保険給付費や拠出金等の定期的な支払に必要となる資金を除く準備金の運用については、2016（平成28）年1月にマイナス金利政策が導入されたこともあり、これまでは短期運用（1年未満の定期預金等）で対応していたところ。
- 将来にわたって健康保険事業の運営の安定に資する上で必要とされる収益を中長期的に確保するためには、健康保険法第7条の33及び健康保険法施行令第1条の2(※)の規定に基づき、準備金を適切に運用していくことが重要。
- マイナス金利政策は2024（令和6）年3月に解除されたことにより利上げ局面に移行し、長期運用（1年を超える期間の運用）のメリットが高まっていること、更には運用リスクの低減（分散投資、短期・長期投資の組合せ）を図る観点から、本年度下期より準備金の長期運用を開始する。
- 準備金の長期運用にあたっては、将来にわたって確実に健康保険給付等の事業が実施できるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施することとし、当面は概ね1,000億円を対象に「信託業務を営む金融機関への金銭信託」（満期保有を原則とする国債による運用を指定）を行う。

※) 準備金の運用に関する関係法令

健康保険法（抄）

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

健康保険法施行令（抄）

第一条の二 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

1. 生命保険会社・損害保険会社におけるリスクへの対応

協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社（以下「生損保」）における準備金制度についてその基本的な考え方等を概括的に整理した。

準備金の名称	概要	積立の考え方の例
1. 責任準備金	将来の保険金の支払いが確実に行われるよう、保険料や運用収益などを財源として積立てる積立金で、法令により積立てが義務付けられている	
(1) 保険料積立金	「<u>通常の予測の範囲内のリスク</u>」に備えた積立金	毎年の保険料を同額にし、保険期間中の保険料収入と支払保険料が全体として等しくなるように設定し積立てる（平準純保険料式）
(2) 危険準備金	「保険料積立金」でカバーできない「<u>通常の予測を超える範囲のリスク</u>」に備えた積立金 ※医療保険に該当するもの（第三分野保険）として「危険準備金Ⅳ」 ※予定利率リスクに対応するものとして「危険準備金Ⅱ」	【危険準備金Ⅳ】 - 第三分野における疾病入院リスク相当額は「給付日額×平均給付日額」に一定割合を乗じた額を積立てる ※リスク相当額は1年分の危険保険料の15%程度に相当するものとして設定されている
(3) 異常危険準備金	損害保険における積立金で、通常の予想を超えるような大災害による保険金支払いに備えた積立金	損害保険における介護分野では、正味保険料の3.2%を毎期に積立て、残高率は15%、上限率は160%とされている
2. 支払備金	期末において保険事故が発生し保険金等の支払義務が生じているが、支払いが未だ完了していない場合に、期末に積み立てる積立金	直近3年間の発生状況をもとに算定し積立て
3. 価格変動準備金	価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内外株式、邦貨・外貨建て債券等）について、その資産ごとに定められた基準により積立てる積立金	資産ごとの期末簿価に一定割合を乗じたものを積立て

2. 協会けんぽにおいて想定されるリスク（例）

協会けんぽにおいて想定されるリスクの例について、その内容と過去の事例を踏まえた規模について試算した。

	協会けんぽにおけるリスク	リスクの例			[備考]生損保において相当する積立制度
			規模(金額)		
支出面	季節性インフルエンザ、運転資金等	法定準備金(医療給付費等の1カ月分相当) 短期的な資金繰りに充てるための運転資金、季節性インフルエンザ等の流行など一時的な医療給付費が増加するリスクに備えて計上	0.89兆円		支払備金 危険準備金Ⅳ〈第三分野〉
	高齢化に伴う給付金、支援金	過去の実績に基づき試算した場合に見込まれる2026～2035年度の収支差の累計額(令和7年9月試算の収支見通し〈ケースⅢ〉)を計上	0.11兆円		保険料積立金
	パンデミック	パンデミックのリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行したことによる医療給付費の増加額(2020～2022年度)を計上	0.39兆円		
	大規模自然災害	大規模自然災害リスクの例として、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害を東日本大震災の17倍(内閣府中央防災会議資料より)と仮定し、一部負担免除総額を計上	0.70兆円		危険準備金Ⅳ〈第三分野〉
	医療の高度化、制度改正、報酬改定等	医療の高度化のリスクの例として、2015年度の肝炎新薬保険収載に伴う保険給付費の増加額を計上	0.05兆円		異常危険準備金
		診療報酬改定によるリスクの例として、2024年度診療報酬本体の改定に伴う保険給付費の増加額を計上	0.06兆円		
		制度改正によるリスクの例として、被用者保険の適用拡大(完全実施後)による負担増加額(医療保険部会資料で示された額)を計上	0.05兆円		
収入面	景気変動	景気変動のリスクの例として、標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した1999～2004年度における保険料収入の減少額(年平均額)を計上	1.22兆円		危険準備金Ⅱ〈予定利率〉 価格変動準備金
	大規模な経済変動	大規模な経済変動のリスクの例として、リーマンショックの影響により標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した2008～2011年度の保険料収入の減少額(年平均額)を計上	0.30兆円		— (定額保険料)
		大規模な経済変動のリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行した2020年度の社会経済活動の制限の影響による保険料収入の減少額を計上	0.57兆円		

※「規模」における金額は、原則として令和6年度決算額ベースで掲載している

総計 4.34兆円

〔備考〕

上記リスクの「規模(金額)」の総計を機械的に「ソルベンシー・マージン比率」の計算式にあてはめ、仮想的にソルベンシー・マージン比率を計算すると245%となる。

$$\frac{5.32 \text{ 兆円 (令和6年度純資産)}}{4.34 \text{ 兆円 (リスク規模総計)} \times 1/2} \times 100 \div 245\%$$

3. その他（ソルベンシー・マージン比率、他制度の状況）

（1）ソルベンシー・マージン比率について

生損保会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す指標。この比率が200%以上であることが、会社の保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準とされている。

ソルベンシー・マージン比率＝
$$\frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{通常の予測を超えるリスクに対応する額} \times 1/2}$$

※分子…資本金、基金、準備金等の純資産

※分母…保険リスクや資産運用リスクなどのリスク量を計上

〈参考〉生命保険会社・損害保険会社のソルベンシー・マージン比率の事例（2024年度決算）

（単位：10億円）

	生保会社A	生保会社B	生保会社C	生保会社D	損保会社E	損保会社F	損保会社G
ソルベンシーマージン総額	18,732	5,778	11,091	5,240	5,649	3,175	3,594
リスクの合計額	4,346	1,355	2,238	1,410	1,228	931	1,018
ソルベンシーマージン比率	861.9%	852.9%	990.9%	743.2%	920.2%	681.6%	706.3%

（出典：生損保各社の決算資料より作成）

（2）雇用保険

- ・ 積立金が失業給付費（年額）の2倍を超える場合には－0.4%の範囲で料率引下げを、逆に1倍を下回る場合に＋0.4%の範囲で料率引上げが可能となっている。
- ・ 雇用保険積立金のソルベンシーマージン比率は270.7%（H23積立金）※と試算されている

※ 270.7%＝
$$\frac{59,089\text{億円(23年度積立金残高)}}{(11,269\text{億円〔一般保険リスク〕}+31,529\text{億円〔巨大災害リスク〕}+856\text{億円〔経営管理リスク〕}) \times 1/2} \times 100$$

出典：（厚生労働省「第90回職業安定分科会雇用保険部会」（平成25年7月30日）

（3）各保険者の積立金等

各保険者の積立金等の状況（令和4年度速報）

	積立金等金額	被保険者数	平均標準報酬月額	被保険者1人当たり積立金等	加入者1人当たり積立金等
協会けんぽ（1）	47,414億円	2,481万人	30.2万円	19.1万円	12.0万円
健康保険組合（1,383）	65,682億円	1,655万人	38.5万円	39.7万円	23.3万円
国家公務員共済組合（20）	3,060億円	138万人	38.5万円	22.2万円	12.6万円
地方公務員共済組合（64）	6,820億円	374万人	37.1万円	18.2万円	10.6万円
私立学校共済組合（1）	1,371億円	62万人	37.7万円	22.1万円	14.3万円

1. （ ）内の数字は保険者の数

2. 健康保険組合、共済組合における積立金等には土地や建物等を含む

（参考）令和2年度時における土地建物等の簿価は健康保険組合は2,317億円、共済組合は381億円

出典：医療経済実態調査（保険者調査）報告（中医協）令和5年11月